

基本目標 7 快適でより便利なまちをつくるために

施策 21 良好な市街地の形成

目的

《対象》市内全域
《意図》便利で快適になる

施策の方向

○都市計画の最上位計画である調布市都市計画マスタープランを基本として、適正な土地利用を推進するとともに、市民の身近な景観の価値を高める景観まちづくりを推進し、利便性と快適性を兼ね備えた良好な市街地を形成します。

施策の達成状況

まちづくり指標	基準値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	目標値
住みやすいと感じている市民の割合	89.9% (H26)	92.4%	89.9%	89.8%	89.9%	91.5%	95.0% (H30)
市内に優れた景観があると感じている市民の割合	84.3% (H26)	83.2%	84.3%	89.8%	83.4%	81.3%	85.0% (H30)

その他

- 「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づき「街づくり協議会・準備会」（平成 29 年度末現在 協議会 6 団体，準備会 1 団体）
- 地区計画の決定（平成 29 年度末現在 12 地区）
- 調布市景観形成ガイドライン（屋外広告物編）（平成 29 年 3 月）の策定
- 調布市中心市街地公共サイン整備計画（布田駅・国領駅編）の策定（平成 27 年度） など

■ 現状と課題

- 調布市は、都心に近い交通至便な立地にありながら、国分寺崖線などの緑、多摩川や野川などの水辺や湧水の自然環境に恵まれ、都市の利便性と自然の豊かさの両方を楽しめるまちとしての特性を有しています。
- 市内には、都立神代植物公園や都立野川公園、多摩川などの大規模な公園緑地やオープンスペースがあります。また、樹林地、田畑などの農地の広がりにより、市街地におけるうるおいを創出しています。農地の 8 割以上が生産緑地地区に指定されていますが、相続の発生などによりその面積は年々減少しています。
- 調布市では、住民発意による街づくりを推進するため、「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例（街づくり条例）」に基づき、地域住民が進める街づくり活動に対する支援を行っています。街づくり条例に基づき認定した「街づくり協議会・準備会」は、これまで 20 地区で設立され、住民参加の意識の高まりがみられます。また、地区ごとのまちづくりの目標やルールを定める地区計画は、平成 30（2018）年 3 月末時点で 12 地区が決定されています。
- 調布市は、景観行政団体として、景観条例や景観計画などの景観法の諸制度を活用した景観まちづくりを推進するとともに、景観に対する意識啓発を図り、良好な景観形成を推進するため平成 27 年度に設置した景観まちづくり市民検討会において、「景観形成ガイドライン（身近な景観づくり編）」の策定に向け検討を行っています。
- 公共サイン整備方針及び公共サイン整備ガイドラインに基づき、各地域の特性に応じた整備計画を策定し、公共サイン整備に取り組んでいます。引き続き、利用者の立場に立ったわかりやすく親しみやすい公共サインの整備を推進するとともに、適切な維持管理を図っていく必要があります。
- 地球温暖化をはじめとして世界規模での環境問題が深刻化する中で、二酸化炭素排出量の抑制やコンパクトで持続可能なまちづくり、新たな再生可能エネルギーの活用など、環境配慮型のまちづくりへの転換が求められています。
- 平成 7 年の阪神淡路大震災、平成 23 年の東日本大震災などの大地震により、安全安心（防災）に対する市民意識・災害に強い都市づくりへの要望が高まっています。

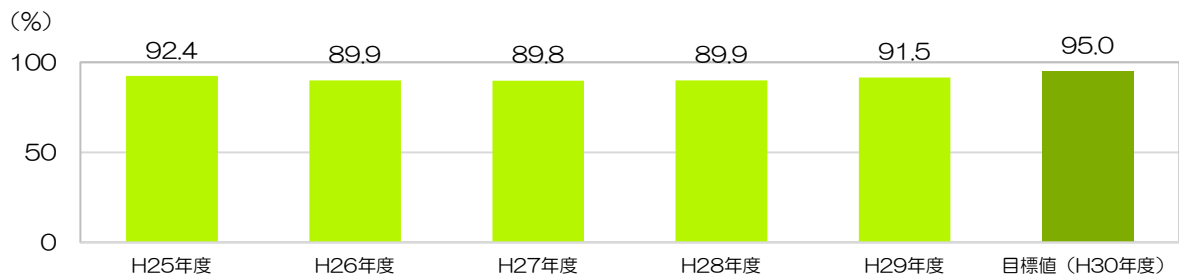
■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

- 調布市都市計画マスタープランを基本として、人口構造への対応をはじめ市政を取り巻く都市政策課題への対応や街づくりの動向等を踏まえた適正な土地利用の推進を図るとともに、市民や事業者と協働し、映画・映像関連産業をはじめとする商業・業務、工業機能等の流出抑制を図るなど、地域の特性を生かした住みよいまちづくりを進めていく必要があります。
- 地区の特性にふさわしい良好な市街地を創出するため、地区住民の合意形成を図りながら、地区計画制度を活用したきめ細かなまちづくりを推進するとともに、住民発意によるまちづくりを推進するため、調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例に基づき、地域住民が進める街づくり活動に対する支援を継続する必要があります。
- 調布の自然・地域の個性を生かし、市民の身近な景観の価値を高める景観まちづくりを推進していく必要があります。
- 公共サイン整備方針及びガイドラインに基づき、引き続き、多言語対応を含むサイン計画の検討・運用を行うとともに、2019年・2020年に向け、競技会場周辺において、公共サインを整備し、回遊性の向上を図る必要があります。

21-1 適正な土地利用の推進

【まちづくり指標】住みやすいと感じている市民の割合

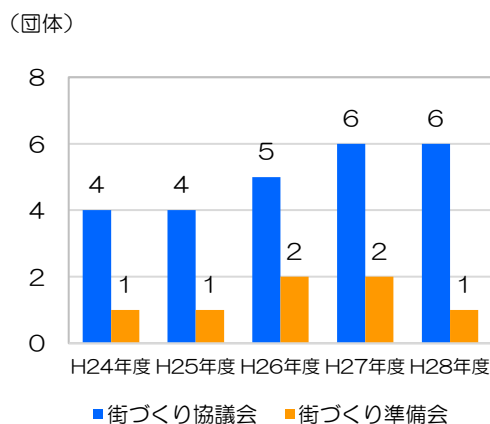
9割前後の市民が住みやすさを実感しています



資料：調布市民意識調査

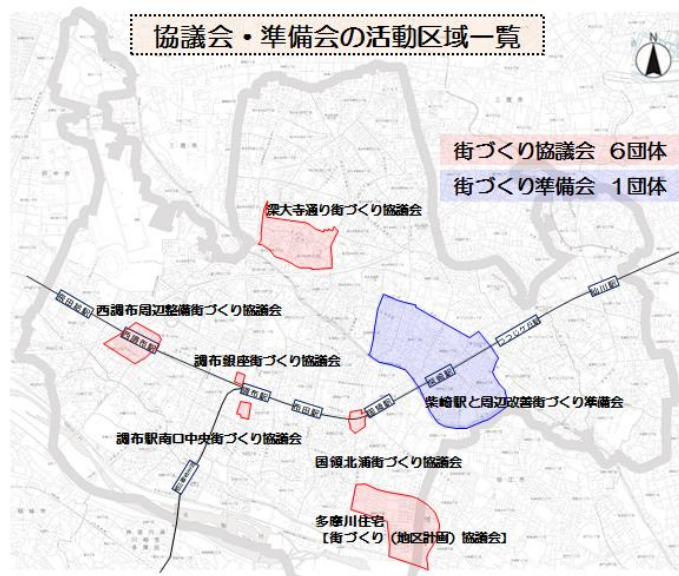
◆街づくり協議会・準備会の設立件数

街づくり協議会・準備会ともに増加しており、平成27年度には準備会の1団体が協議会に移行しています



資料：都市計画課

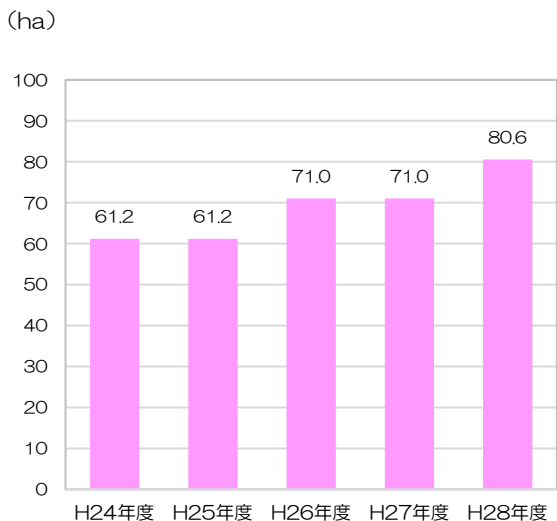
◆街づくり協議会・準備会の設置場所



資料：都市計画課

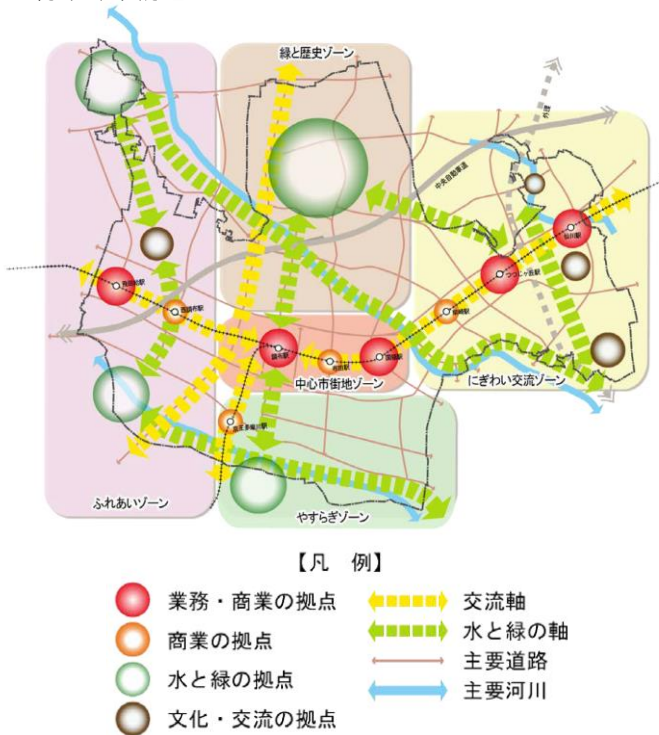
◆地区整備計画区域面積（累計）

地区整備計画区域面積は、この5年間で新たに約20haで地区整備計画を策定しています



資料：都市計画課

◆将来都市構造図

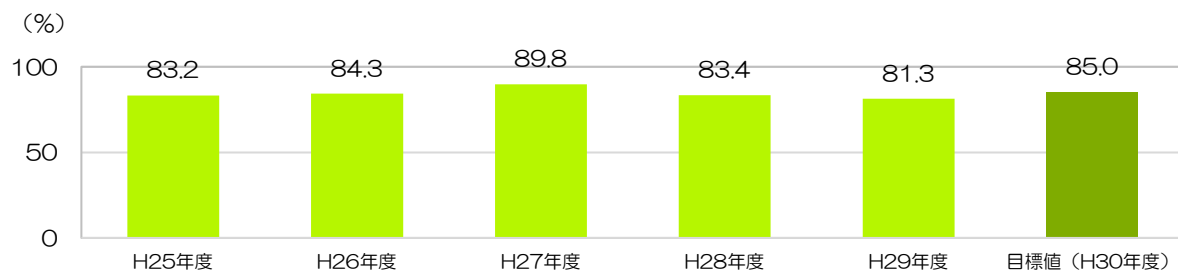


資料：都市計画マスタープラン

21-2 景観まちづくりの推進

【まちづくり指標】市内に優れた景観があると感じている市民の割合

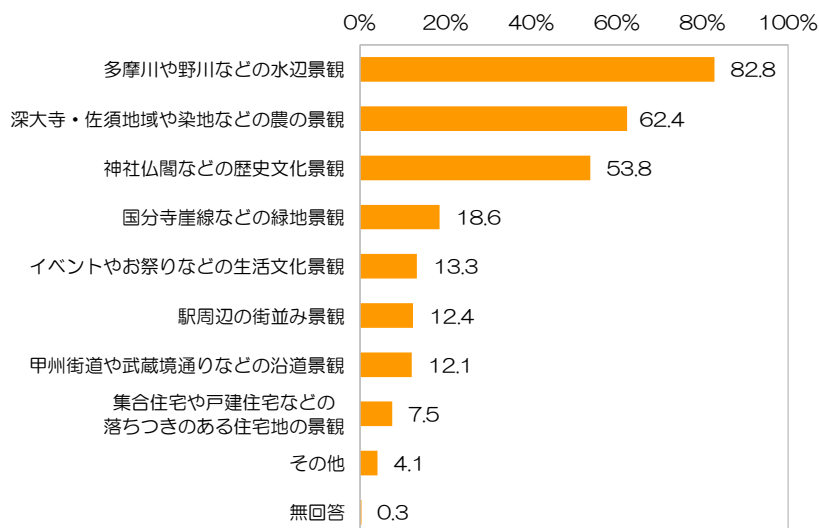
平成27年度までは増加していましたが、以降減少に転じています



資料：調布市民意識調査

◆優れた景観だと思う場所（平成29年度）

多摩川や野川などの水辺景観が優れていると感じている市民が8割を超えています



資料：調布市民意識調査（平成29年度）

◆都内の景観行政団体

都内の 19 区 6 市が移行しており、調布市は市部で 6 番目に移行しています

区市町村	景観行政団体移行日	区市町村	景観行政団体移行日	区市町村	景観行政団体移行日
世田谷区	平成 19 年 12 月 11 日	目黒区	平成 21 年 11 月 30 日	立川市	平成 24 年 7 月 1 日
府中市	平成 20 年 1 月 1 日	品川区	平成 22 年 7 月 15 日	三鷹市	平成 25 年 2 月 1 日
新宿区	平成 20 年 7 月 18 日	江戸川区	平成 23 年 1 月 16 日	大田区	平成 25 年 4 月 1 日
江東区	平成 20 年 12 月 15 日	板橋区	平成 23 年 3 月 23 日	文京区	平成 25 年 5 月 1 日
足立区	平成 21 年 4 月 1 日	八王子市	平成 23 年 4 月 1 日	調布市	平成 25 年 6 月 1 日
杉並区	平成 21 年 4 月 1 日	荒川区	平成 23 年 5 月 1 日	北区	平成 27 年 4 月 1 日
墨田区	平成 21 年 5 月 1 日	練馬区	平成 23 年 5 月 1 日	豊島区	平成 27 年 12 月 1 日
港区	平成 21 年 6 月 1 日	台東区	平成 23 年 8 月 15 日		
町田市	平成 21 年 8 月 1 日	渋谷区	平成 24 年 6 月 18 日		

資料：東京都都市整備局都市づくり政策部 緑地景観課ホームページ

多様な主体との連携事例

景観まちづくりの推進

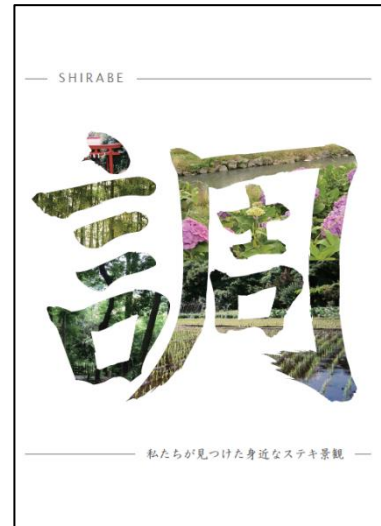
市の景観形成に関する課題や将来像について、市民の視点から検討し、良好な景観まちづくりを推進するため、無作為抽出による依頼や公募により、30名の市民で構成される景観まちづくり市民検討会を平成 27 年度から設置しています。平成 28 年度は、市民検討会の委員が市内の身近なステキ景観を撮影し、「住まい編」「みず・みち・みどり編」「店舗・施設編」の分類で、タイトルと解説を付した写真とその場所を示す位置図などで構成する冊子「調（しらべ）～私たちが見つけた身近なステキ景観～」を作成しました。

【所管課】

都市整備部 都市計画課

【協働のパートナー】

調布市景観まちづくり市民検討会



<「調（しらべ）～私たちが見つけた身近なステキ景観～」表紙>

施策 22 地域特性を生かした都市空間の形成

目的

〈対象〉市内全域

〈意図〉地域特性を踏まえ、多様な機能が調和し、人々が集い、活気とにぎわい、うるおいとやすらぎがある

施策の方向

○京王線の地下化を機に、駅前広場や鉄道敷地周辺への都市機能の集積や、ゆとりある空間の確保により、魅力ある中心市街地を形成するとともに、地域の特性を生かした質の高い都市空間を形成します。

施策の達成状況

まちづくり指標	基準値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	目標値
中心市街地が魅力的であると感じている市民の割合	51.8% (H26)	53.1%	51.8%	53.1%	54.8%	66.1%	70.0% (H30)
駅周辺の利便性が高いと感じている市民の割合	65.0% (H26)	65.4%	65.0%	63.6%	64.8%	68.9%	70.0% (H30)
深大寺周辺の景観が優れていると感じている市民の割合	88.1% (H26)	89.0%	88.1%	87.2%	88.2%	87.6%	90.0% (H30)

その他

- 布田駅前広場：平成 27 年 3 月交通開放
- 国領駅前広場：平成 28 年 3 月交通開放
- 調布駅前広場：(平成 28 年度～)北側から段階的整備
- 鉄道敷地：(平成 28 年度)端部において防災倉庫、福祉施設を整備、自転車駐車場(3箇所)整備
(平成 29 年度)自転車駐車場(2箇所)整備 など

■ 現状と課題

- 平成 24 年 8 月、京王線連続立体交差事業によって、京王線の柴崎駅～西調布駅間の約 2.8km の区間と、調布駅～京王多摩川駅間の約 0.9km の区間の地下化が実現したことにより、道路交通の円滑化や歩行者・自転車の安全性の向上、鉄道により分断されていた市街地の南北一体化など、様々な面で市の都市構造が大きな変貌を遂げました。
- 市内にある各駅の周辺は、それぞれの地域に暮らす人々の日常生活の中心となっており、各地域の特性に応じたまちづくりを進めていく必要があります。
- 柴崎駅周辺について、安全な鉄道横断機能を備えた自由通路を含む橋上駅舎化を軸とした交通環境の改善検討のほか、優先整備路線である駅南北の都市計画道路を含め検討していく必要があります。
- 深大寺地区は、古刹として知られる深大寺とともに、そば店などが建ち並ぶ門前及び周辺の街なみは、調布市の代表的な観光地となっており、多くの市民がその景観の良さを実感しています。平成 16 年度に施行した「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づき、深大寺地区を街づくり推進地区に指定しています。また、同条例に基づく「深大寺通り街づくり協議会」が中心となり、街づくり協定が締結されるなど、地区住民による活発な活動が行われており、これらの活動と連携を図りながら、歴史的・文化的な風情を感じさせる街なみ景観を形成し、地区の魅力を高めていく必要があります。

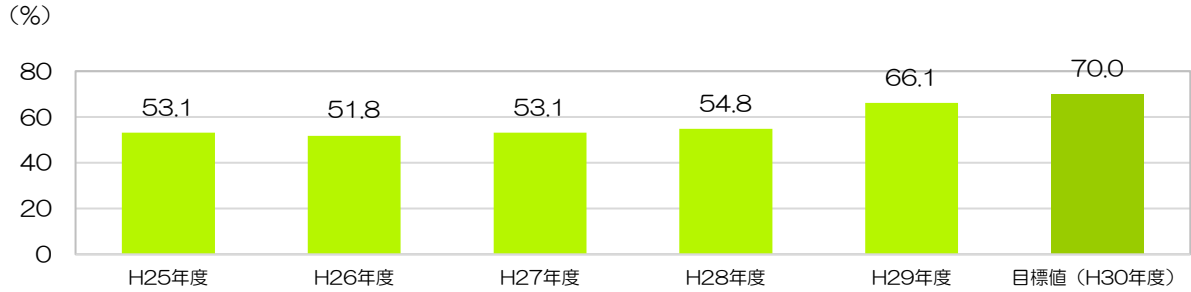
■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

- 京王線の地下化に連動した南北一体のまちづくりを推進し、ソフト・ハードが一体となった魅力ある中心市街地を形成していく必要があります。
- 鉄道駅周辺は、交通利便性の向上とともに、日常生活の利便性を高める生活サービス機能の集積など、地区の特性を生かしたまちづくりを進めていくことが必要です。
- 深大寺地区は、武蔵野の自然と歴史・文化の継承、にぎわい創出を図るため、地域と連携を図りながら街なみ景観づくりを進めていく必要があります。

22-1 魅力的な中心市街地の形成

【まちづくり指標】中心市街地が魅力的であると感じている市民の割合

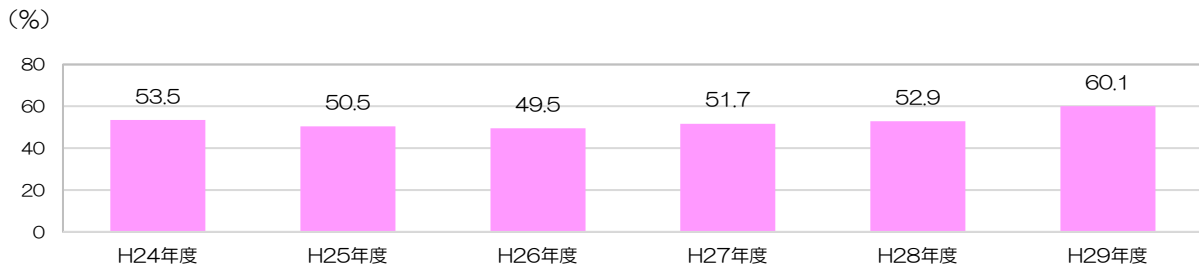
平成 26 年度から年々増加しており、平成 29 年度は 6 割を超え、目標値に近づいています
中心市街地の駅前整備の進捗が影響したものと推測できます



資料：調布市民意識調査

◆中心市街地がにぎわっていると感じている市民の割合

平成 26 年度から年々増加しています
平成 29 年度は特に大きく増加し、約 6 割の市民がにぎわいを実感しています



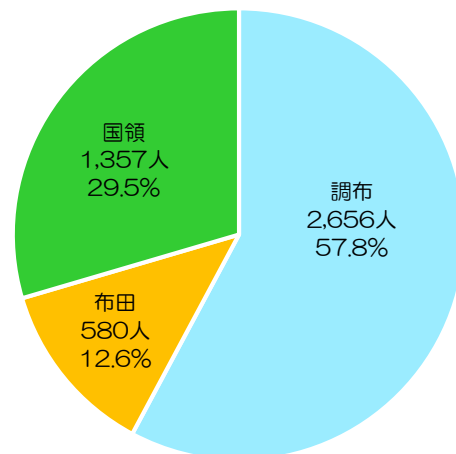
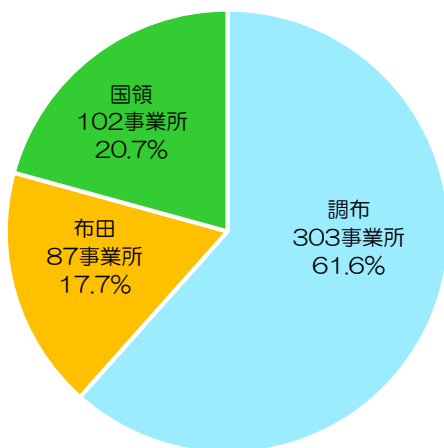
資料：調布市民意識調査

◆中心市街地（調布・布田・国領）の卸売・小売事業所数・従業者数（平成 26 年）

事業所数・従業者数ともに 5 割以上が調布にあつまっています

事業所数

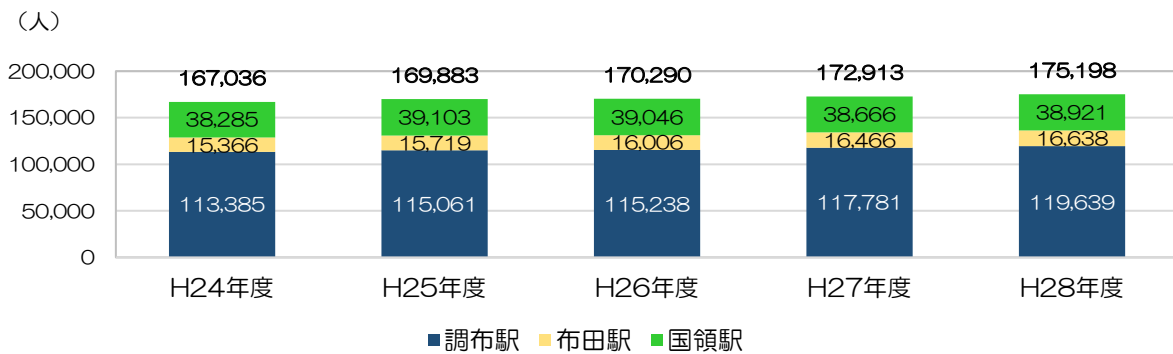
従業者数



資料：経済センサス基礎調査（平成 26 年 7 月）

◆調布・布田・国領 3 駅の 1 日平均乗降客数

どの駅も年々増加傾向にあり、3 駅をあわせると平成 24 年度から平成 28 年度の間に約 8,000 人増加しています

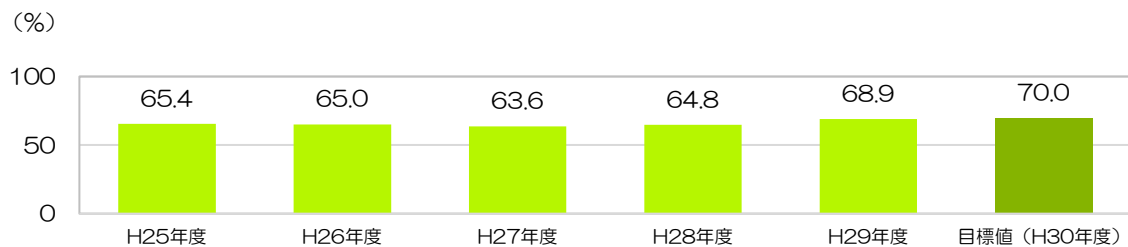


資料：京王電鉄(株)ホームページ「京王ハンドブック」

22-2 駅周辺におけるまちづくり

【まちづくり指標】駅周辺の利便性が高いと感じている市民の割合

平成 27 年度まで減少していましたが、以降増加に転じており、目標値に近づいています

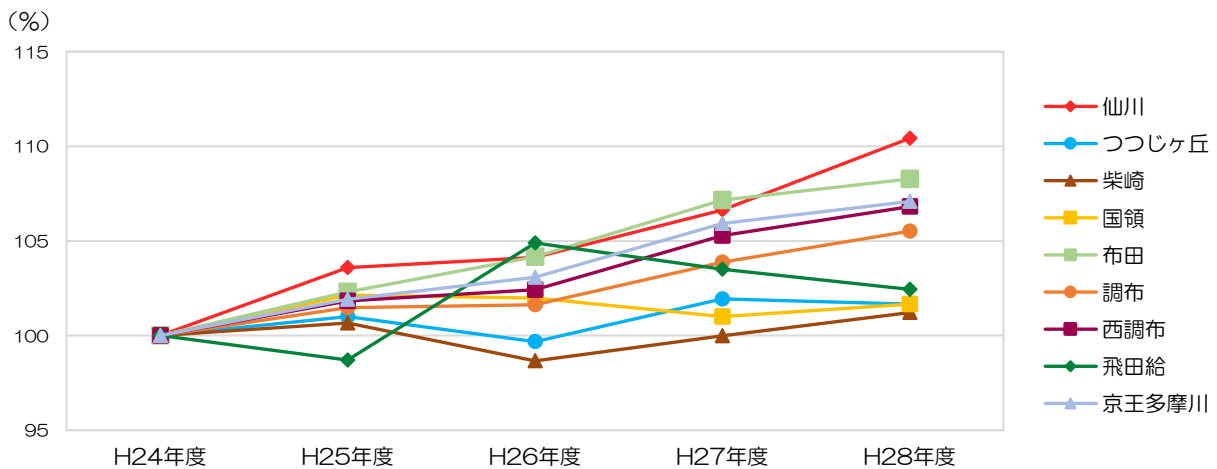


資料：調布市民意識調査

◆各駅の乗降客数の変化（平成 24 年度を 100 とした場合）

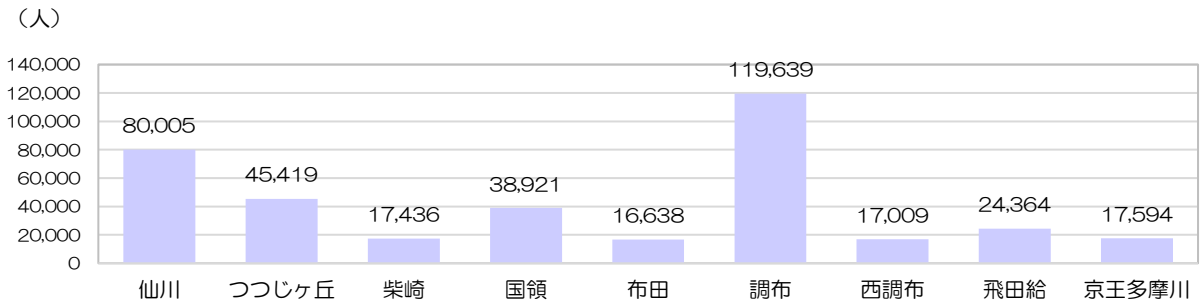
平成 24 年以降どの駅も概ね年々乗降客数は増加しています

仙川駅が最も増加率が大きく、平成 28 年度には平成 24 年度より 10%以上増加しています



資料：京王電鉄(株)ホームページのデータをもとに作成

【参考】市内各駅の1日平均乗降客数（平成28年度）

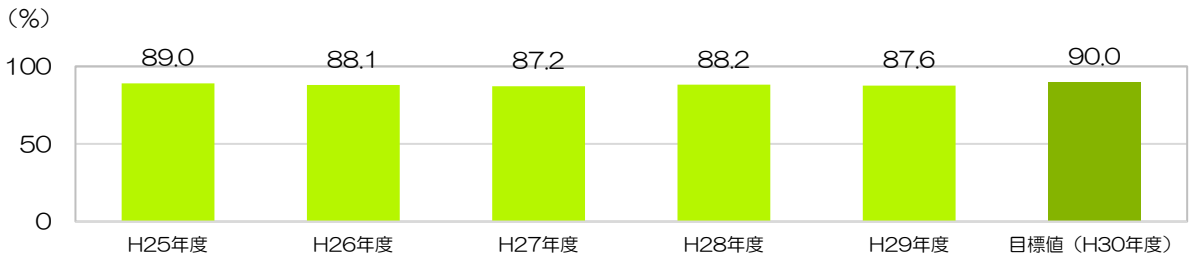


資料：京王電鉄(株)ホームページ

22-3 深大寺地区におけるまちづくり

【まちづくり指標】深大寺周辺の景観が優れていると感じている市民の割合

毎年、目標値付近で横ばいとなっていますが、9割近くの市民が深大寺周辺の景観が優れていると感じています



資料：調布市民意識調査

多様な主体との連携事例

深大寺地区のまちづくり

深大寺地区においては、街なみ景観の維持、向上を図るため、地区住民による街づくり活動が活発に行われており、調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例に基づく「深大寺通り街づくり協議会」は、平成21年5月に「深大寺通り地区街づくり提案書」を市長へ提出を行っています。

市では、平成24年7月に深大寺地区を街づくり条例に基づく「街づくり推進地区」に指定するとともに、地区の街なみ景観を保全するための自主的なルールとして締結し、運用している「深大寺通り周辺地区街づくり協定」を認定しました。

また、平成24年11月に「深大寺地区街なみ整備基本計画」を策定し、遊歩道・散策路整備、道路の美装化・改良、店舗等の修景整備などの街なみ環境整備事業を「深大寺通り街づくり協議会」との協働により進めています。

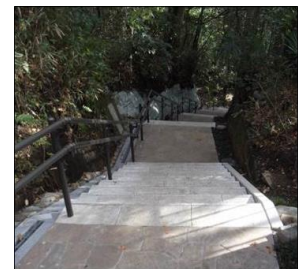
【所管課】

都市整備部 都市計画課

【協働のパートナー】

深大寺通り街づくり協議会

【街なみ環境整備事業取組事例】



＜地獄坂整備＞



＜可邊留庵 修景助成＞



＜湧水 修景助成＞

基本目標 7 快適でより便利なまちをつくるために

施策 23 良好な住環境づくり

目的

《対象》市民
 《意図》安全で安心して快適に住み続けられる

施策の方向

○住宅の「質」の向上を推進し、住宅の耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化を進めることにより、安全・安心で災害に強い良質な住環境づくりを推進するとともに、既存住宅ストックの活用や、超高齢社会に対応する住環境を形成します。

施策の達成状況

まちづくり指標	基準値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	目標値
市内の住宅（一戸建て、分譲マンション等）の耐震化率	86.9% (H25)	86.9%	87.5%	88.6%	84.9%	-	93.0% (H30)
バリアフリー対応住宅に住んでいると答えた市民の割合	46.3% (H26)	-	46.3%	49.0%	47.3%	48.8%	65.0% (H30)

その他

- 居住支援協議会の設置（平成 27 年度）
- 調布市耐震改修促進計画の改定（平成 28 年度）
- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援策（仲介支援事業、家賃等債務保証支援事業）の実施（平成 29 年度開始）
- 調布市空家等対策検討委員会の設置（平成 29 年度） など

■ 現状と課題

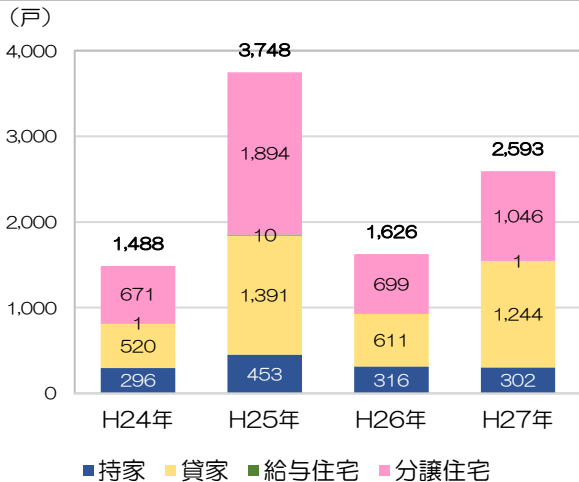
- 平成 18 年 6 月の住生活基本法の施行により、これまでの住宅の量の確保から、質の向上へと大きな転換が図られました。今後、住宅の耐震化、災害に強く防犯性の高い住環境の整備、省エネルギー化の推進など、様々な分野との連携による良質な住宅ストックの形成などが課題となっています。
- 住宅の耐震化を計画的に進めるため、平成 28 年度に改定した「調布市耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断から耐震改修へとつながるよう支援するとともに、耐震化に向けた相談や普及啓発の実施により、住宅の耐震化を促進していく必要があります。
- 分譲マンションでは、高齢化やコミュニティの希薄化が進むことによる管理組合機能の低下が課題となっており、今後、老朽化に伴う大規模修繕や建替え等への対応が必要なマンションが増加することを見据え、マンション管理の適正化に向けた支援を行っていく必要があります。
- 調布市では、市営住宅（249 戸）及び借上げ方式による高齢者住宅（41 戸）を供給していますが、住宅確保要配慮者がより公平にサービスを受けられ、安心して安定的に暮らすことができるよう、様々な分野が連携し、民間活力の活用を図りながら、市民一人一人に応じた居住確保や環境整備を行っていく必要があります。
- 震災時の建物の倒壊による特定緊急輸送道路の閉塞を防ぐため、特定緊急輸送道路沿道建築物の補強設計、耐震化の促進に取り組んでいく必要があります。
- 空き家については、課題を踏まえた市としての対策に取り組むとともに、各地域の特性を生かしながら、円滑な利活用ができるような取組を検討していく必要があります。
- 国は、宿泊施設不足の解消を図るため、平成 29 年 6 月に住宅を活用した宿泊サービス、いわゆる民泊に関するルールを定めた住宅宿泊事業法を制定しました。今後、調布市においても国内外から多くの来訪者を迎えることを見据え、地域の生活環境との調和について、都と連携しながら適切な対応を図っていく必要があります。

■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

- 豊かな住生活の実現に向け、平成 26 年度に改定した「調布市住宅マスタープラン」に基づき、地域の実情を踏まえた住宅施策を総合的に推進していく必要があります。
- 既存住宅ストックの活用や超高齢社会に対応する住環境の整備など、良好な居住環境の形成を図っていく必要があります。
- 空き家については、「空き家対策計画」の策定を含め、空き家の未然予防と円滑な利活用につながる取組を推進していく必要があります。

◆利用関係別住宅着工戸数

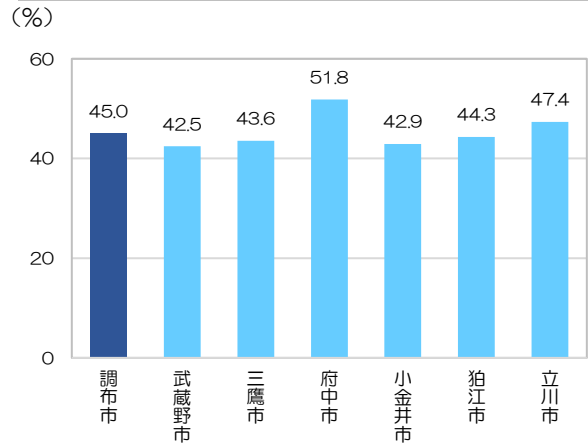
住宅着工戸数は、どの住宅でも年によって大きく異なっています



資料：東京都都市整備局市街地建築部建築企画課「建築統計年報」

◆持ち家比率（平成 25 年度）

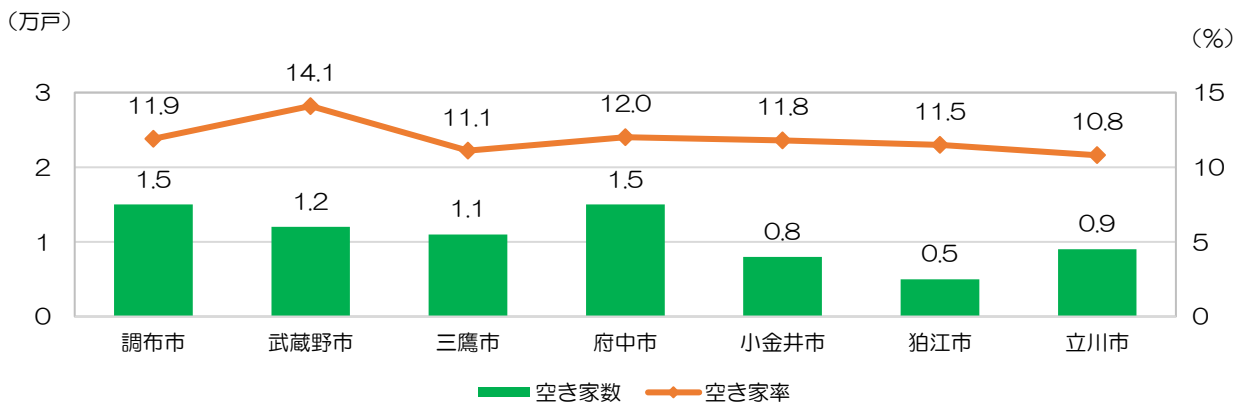
持ち家比率は、近隣自治体と同程度の水準となっています



資料：東京都総務局統計部人口統計課「住宅・土地統計調査」（平成 25 年度）を用いて算出

◆空き家の状況（平成 25 年度比較）

調布市は近隣自治体の中で空き家数が最も多く、また、空き家率は 3 番目に高くなっています

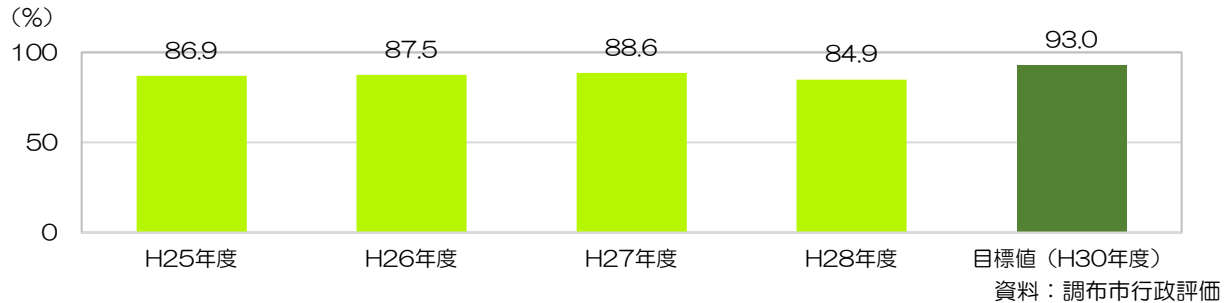


資料：東京都総務局統計部人口統計課「住宅・土地統計調査」（平成 25 年度）

23-1 安全・安心な住環境づくり

【まちづくり指標】市内の住宅（一戸建て、分譲マンション等）の耐震化率

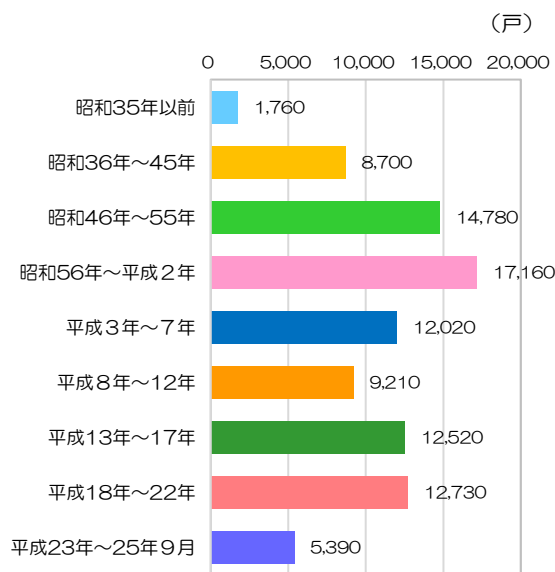
平成 29 年 3 月の調布市耐震改修促進計画の改定に伴い、平成 28 年度は都の耐震化率の推計方法に準じて推計したため、減少に転じています
 平成 27 年度を都の耐震化率の推計方法を用いて時点修正を行うと 84.0%となり、年々耐震化が進んでいることがわかります



◆建築時期別住宅数

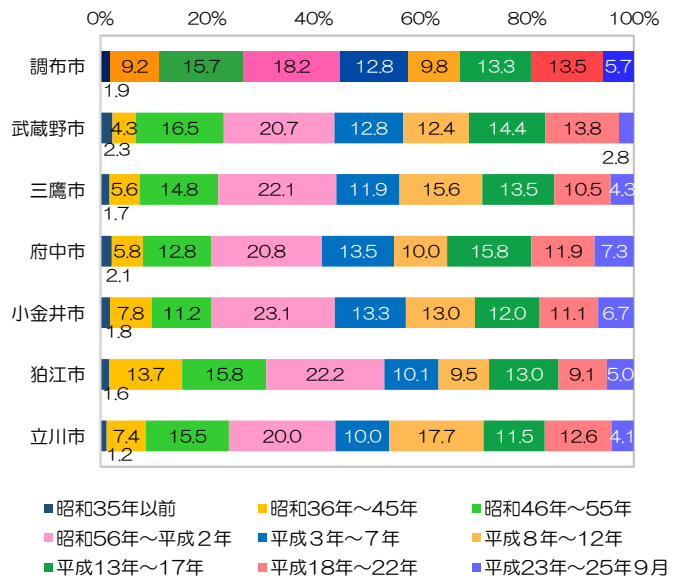
調布市内では新耐震基準（昭和 56 年）が定められる前に建てられた築 30 年を超える建物が 25%程度あり、近隣自治体の中では 2 番目に多くなっています

建築時期別住宅数（平成 25 年）



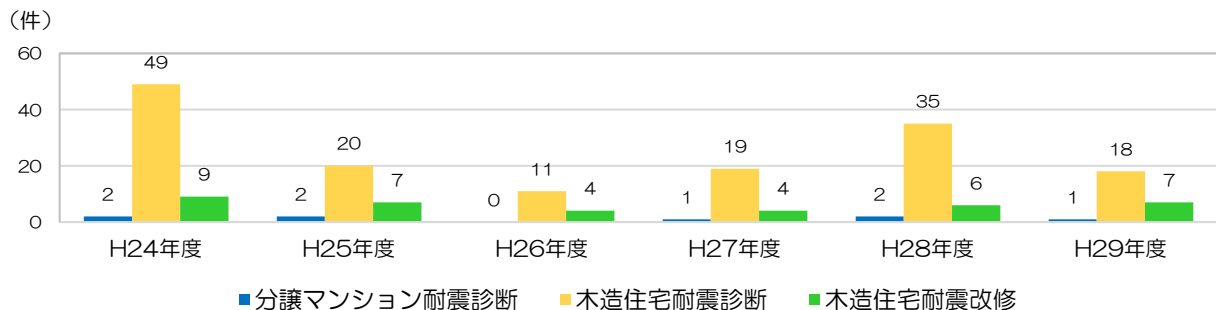
資料：東京都総務局統計部人口統計課
 「住宅・土地統計調査」（平成 25 年）

平成 25 年比較



◆耐震診断、耐震改修に対する助成件数

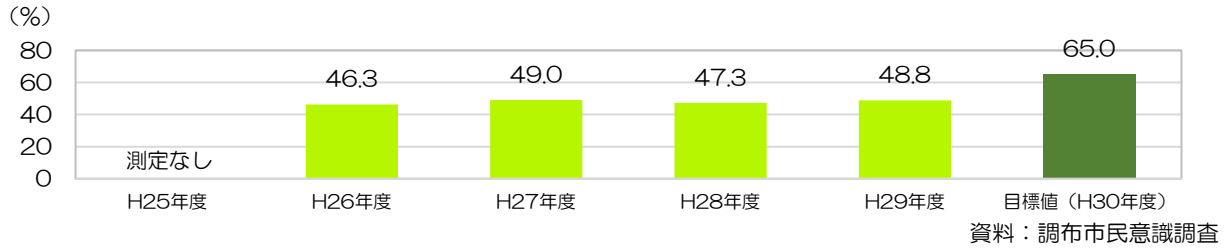
耐震診断、耐震改修に対する助成件数は減少傾向でしたが、平成 26 年度以降増加傾向にあります



23-2 良好な居住環境の形成と支援

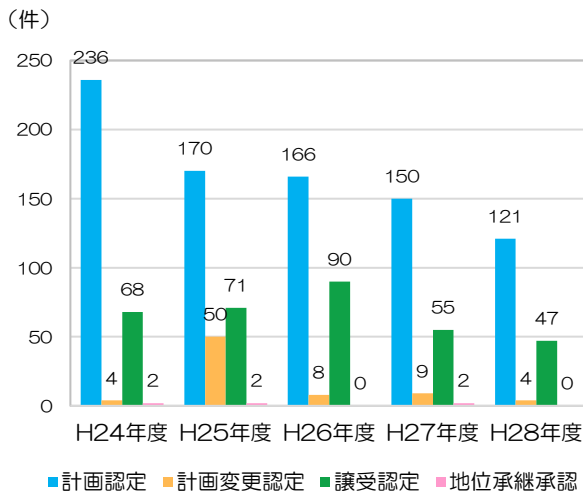
【まちづくり指標】 バリアフリー対応住宅に住んでいると答えた市民の割合

平成 26 年度からほぼ横ばいに推移しており、バリアフリー化の推進が課題となっています



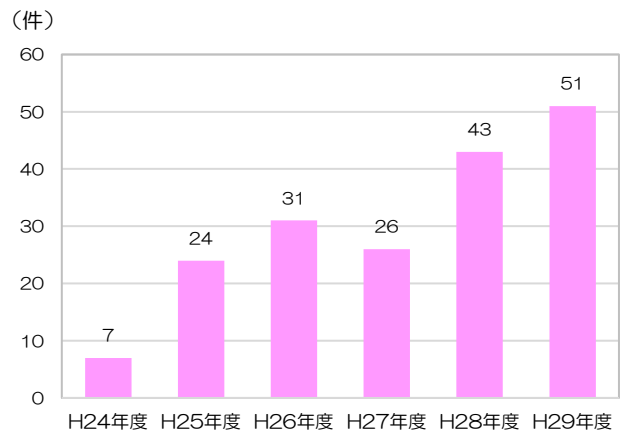
◆長期優良住宅認定件数

認定件数は減少傾向にあり、計画認定では平成 28 年度は平成 24 年度の半分程度となっています



◆バリアフリー対応住宅に対する助成件数

助成件数は増加しており、助成の利用者が増えていることがわかります



多様な主体との連携事例

調布市居住支援協議会

平成 27 年 3 月に改定した「調布市住宅マスタープラン」では、高齢者、障害者、子育て世帯等（住宅確保要配慮者）の民間賃貸住宅への入居が難しい市民の住まいの確保を支援するため、「住宅確保要配慮者に対する支援の仕組みづくり」を重点的な取組の 1 つとして位置付け、住宅セーフティネット法に基づき、平成 27 年 12 月に不動産関係団体、居住支援団体及び調布市の 3 者により構成する「調布市居住支援協議会」を設置し、取組を進めています。

【所管課】

都市整備部 住宅課

【協働のパートナー】

調布市居住支援協議会



<すまいサポート調布>

基本目標 7 快適でより便利なまちをつくるために

施策 24 安全で快適なみちづくり

目的

《対象》市内全域の道路
《意図》安全、快適、円滑に通行できる

施策の方向

○周辺環境への配慮と歩行者空間の確保を図りながら、円滑に移動できる道路網の整備を計画的に進め、歩行者・自転車・自動車など道路を利用するすべての人たちが並びに沿道住民にとって、安全で快適なみちづくりを推進するとともに適切な維持管理に取り組みます。

施策の達成状況

まちづくり指標	基準値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	目標値
普段利用する市内の道路が安全であると感じている市民の割合	49.6% (H25)	46.6%	49.6%	51.8%	48.7%	49.1%	60.0% (H30)
バリアフリー基本構想により実施すべき道路特定事業の達成率	51.7% (H25)	51.7%	51.7%	51.7%	54.2%	-	75.0% (H30)
橋りょうの耐震化率	75.5% (H25)	75.5%	75.5%	75.5%	77.6%	-	100% (H30)

その他

- 「調布市道路網計画」の策定（平成 27 年度）
- 都市計画道路整備率約 52%（平成 29 年度末現在）
- ラグビーワールドカップ 2019™日本大会、東京 2020 大会に向けた東京スタジアム周辺の基盤整備
- 路面下空洞調査の実施 など

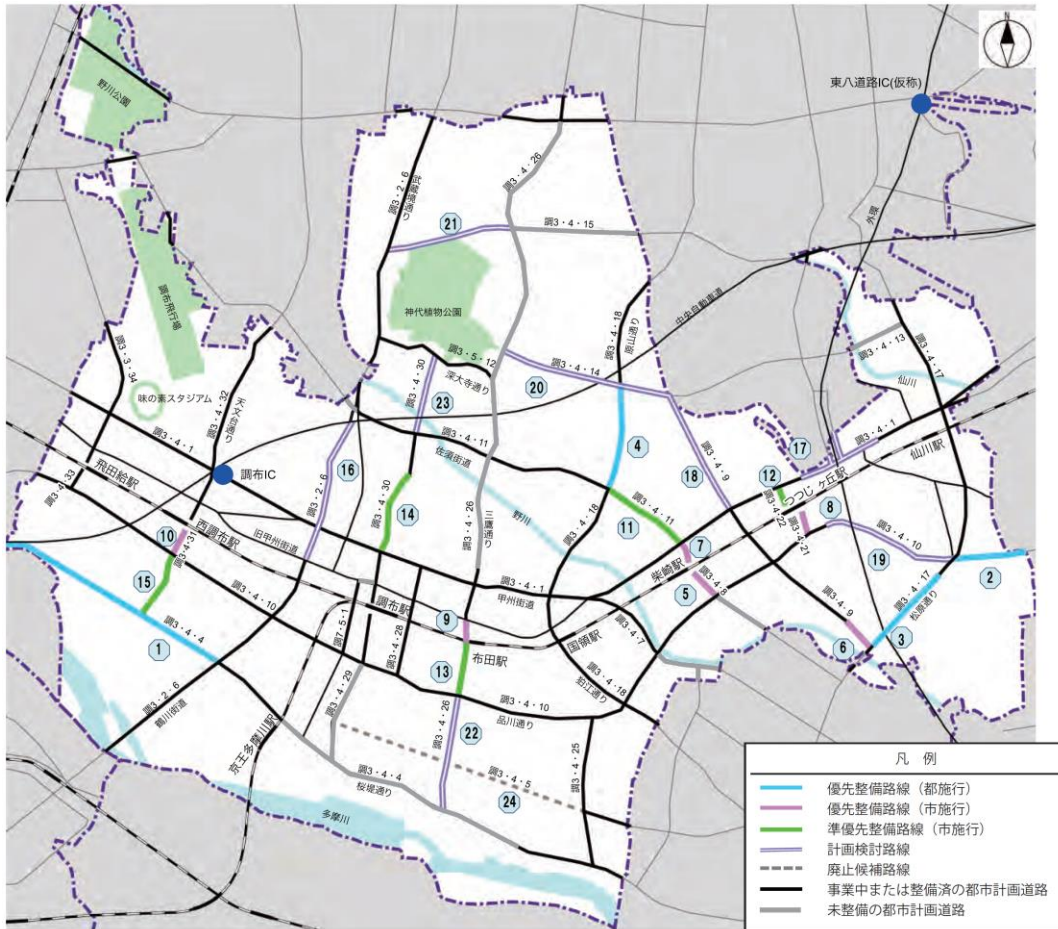
■ 現状と課題

- 道路は、交通の円滑化による都市機能の向上を図るとともに、避難路の確保による防災機能の向上、良好な都市空間の創出など、市民生活や経済活動に不可欠な社会資本です。道路の役割に応じて、地域の特性や将来の交通需要に対応した道路交通網を形成していく必要があります。
- 調布市の平成 29 年度末時点での道路整備率は、都市計画道路が約 52%となっています。都市計画道路は、市民生活を支える重要な都市基盤であるとともに、災害時に緊急輸送道路等として重要な役割を果たすことから、計画的に整備を進めていく必要があります。また、生活道路等についても、防災性・快適性・コミュニティの向上を図るため、地域の特性に応じた整備を進めていく必要があります。
- ラグビーワールドカップ 2019™日本大会及び東京 2020 大会を見据え、東京都と連携し、東京スタジアム周辺の環境整備を推進していく必要があります。
- 災害時の避難路、緊急輸送路としての機能を確保し、災害に強い都市基盤の整備を進めるため、橋りょうの耐震化や崖線道路の防災対策を進める必要があります。
- 平成 27 年度に策定した「調布市道路網計画」に基づき、都市計画道路や生活道路等を整備し、円滑に移動できる道路網を整備していく必要があります。

■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

- 道路や橋りょうの老朽化対策を計画的・効率的に進め、損傷が軽微なうちに補修を行い、ライフサイクルコストを縮減する「予防保全型」へ転換していく必要があります。
- 周辺への環境へ配慮及び快適な通行の確保をするため、街路灯の LED 化や無電柱化を進めるとともに、人と環境にやさしい道路空間の整備を推進していく必要があります。

◆調布市内の都市計画道路（第4次事業化計画（平成28～37年度））



■優先整備路線（都施行）（4路線）

No.	路線	区間	延長 (m)
1	調布3・4・4号線	調布3・2・6～府中市境	1,470
2	調布3・4・10号線	世田谷区境～調布3・4・17	340
3	調布3・4・17号線	調布3・4・9付近～調布3・4・10付近	690
4	調布3・4・18号線	調布3・4・11～調布3・4・14付近	740

■優先整備路線（市施行）（6路線）

No.	路線	区間	延長 (m)
5	調布3・4・8号線	柴崎駅～調布3・4・10 (交通広場約2,500m ²)	190
6	調布3・4・9号線	調布3・4・17～西つつじヶ丘4丁目	240
7	調布3・4・11号線	柴崎駅～調布3・4・1 (交通広場約2,500m ²)	100
8	調布3・4・21号線	つつじヶ丘駅～調布3・4・10 (交通広場約2,500m ²)	150
9	調布3・4・26号線	布田駅～都道119	130
10	調布3・4・31号線	西調布駅～調布3・4・10 (交通広場約2,000m ²)	190

■準優先整備路線（市施行）（5路線）

No.	路線	区間	延長 (m)
11	調布3・4・11号線	調布3・4・1～調布3・4・18	610
12	調布3・4・22号線	つつじヶ丘駅～調布3・4・1 (交通広場約3,950m ²)	90
13	調布3・4・26号線	調布3・4・10～布田駅	380
14	調布3・4・30号線	調布3・4・1～調布ヶ丘1丁目	500
15	調布3・4・31号線	調布3・4・10～調布3・4・4	460

■計画検討路線（検討主体：都）（2路線）

No.	路線	区間	延長 (m)
16	調布3・2・6号線	都道119～中央自動車道	980
17	三鷹3・4・13号線支線2 調布3・4・1号線	調布3・4・1～三鷹市境	870

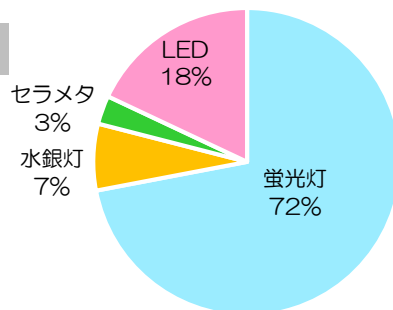
■計画検討路線（検討主体：市）（6路線）

No.	路線	区間	延長 (m)
18	調布3・4・9号線	調布3・4・1～調布3・4・14	830
19	調布3・4・10号線	調布3・4・17～東つつじヶ丘2丁目	920
20	調布3・4・14号線	調布3・4・9～調布3・4・26	1,150
21	調布3・4・15号線	調布3・4・26～調布3・2・6	840
22	調布3・4・26号線	調布3・4・4～調布3・4・10	770
23	調布3・4・30号線	調布3・4・11～調布3・5・12	420

資料：調布におけるこれからのみちづくり 調布市道路網計画

◆街路灯における電球の種別ごとの割合（平成29年度）

街路灯の約18%にLEDを使用しています

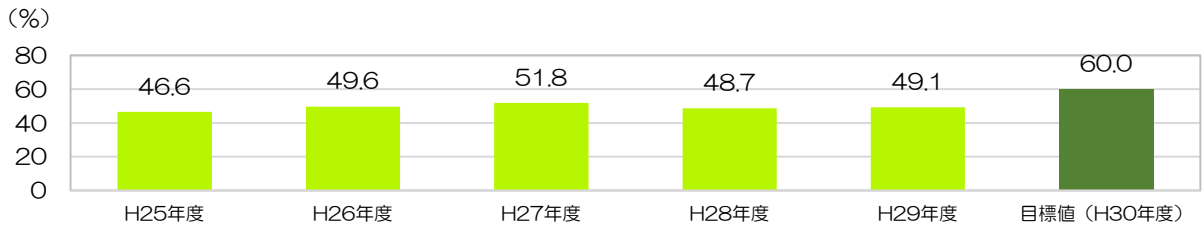


資料：道路管理課

24-1 円滑に移動できる道路網の整備

【まちづくり指標】 普段利用する市内の道路が安全であると感じている市民の割合

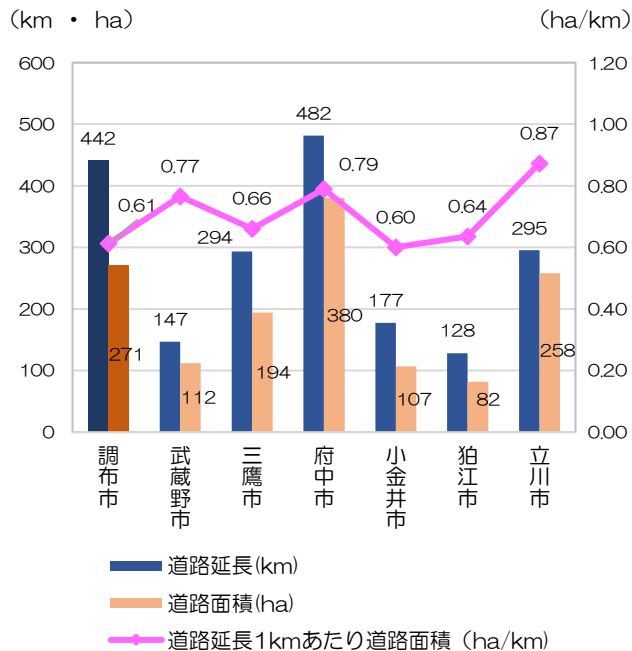
平成 26 年度以降ほぼ横ばいで推移しています
道路整備には長い期間を要することから、目に見える形で整備が進んでいないことが原因と考えられます



資料：調布市民意識調査

◆道路延長、道路面積（平成 28 年比較）

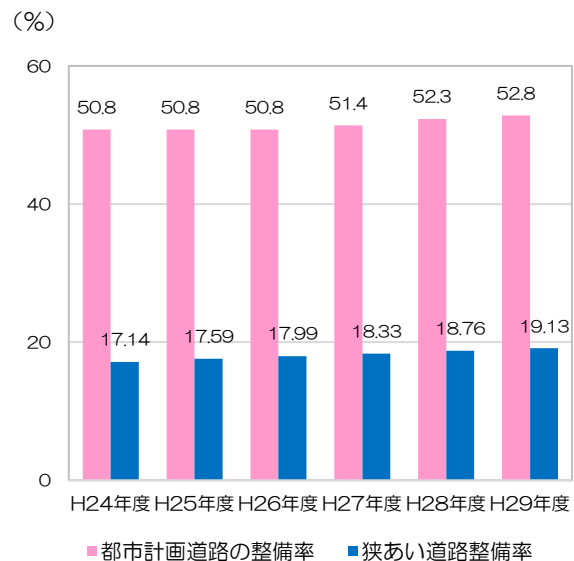
道路延長及び道路面積は、近隣自治体の中で 2 番目に大きいですが、単位当たりの道路面積は 2 番目に小さく、市内の道路が比較的狭いことがうかがえます



資料：東京都建設局道路管理部「東京都道路現状調書」

◆各種道路の整備率

各種道路の整備率は年々少しずつ増加しており、整備が進んでいることがわかります
今後も計画的に整備を進めていく必要があります

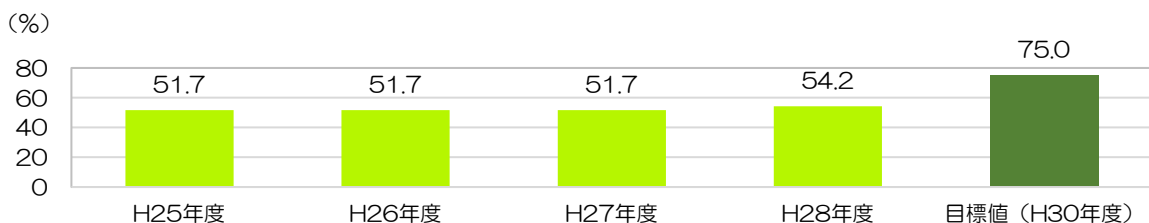


資料：街づくり事業課、調布市都市計画概要

24-2 人と環境にやさしい道路空間の整備

【まちづくり指標】 バリアフリー基本構想により実施すべき道路特定事業の達成率

平成 28 年度は市道南 21 号線（電通大通り）の整備が完了したため、達成率が増加しています
今後も引き続き、調布市バリアフリー特定事業計画に沿って道路特定事業を進め、目標値を目指します



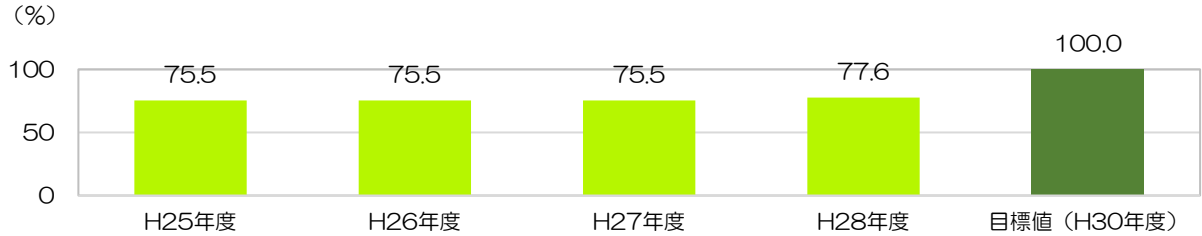
資料：調布市行政評価

24—3

災害に強い道路空間の整備・維持管理

【まちづくり指標】 橋りょうの耐震化率

平成 28 年度は一部の橋りょう耐震化が完了し、耐震化率が増加しています
残りの橋りょうについても、今後計画的に補強を実施していく必要があります



資料：調布市行政評価

多様な主体との連携事例

調布市ふれあいのみちづくり事業

ふれあいのみちづくり事業は、市民が協働して市道、水路、けい畦その他特定の公共空間の維持管理を行う活動であり、市内の町内会、自治会、学校等の市民団体が清掃活動等を行い、市は団体に用具類等の無償貸与を行いました。住民が主体的に清掃活動を行うことで、市道等の適正な維持はもとより、地域全体の環境美化の向上と地域コミュニティの活性化にも寄与しています。

【所管課】

都市整備部 道路管理課

【協働のパートナー】

自治会など計 17 団体



<調布市ふれあいのみちづくり事業の看板>

基本目標 7 快適でより便利なまちをつくるために

施策 25 総合的な交通環境の整備

目的

＜対象＞市民，市内公共交通機関の利用者
 ＜意図＞安全，快適，円滑に目的地まで移動できる

施策の方向

○将来の交通需要や都市基盤の整備と合わせた効率的な公共交通ネットワークを形成するとともに，交通安全対策の推進，環境への負荷の少ない自転車利用の促進などを通じて，だれもが安心して移動できる総合的な交通環境が整ったまちづくりを進めます。

施策の達成状況

まちづくり指標	基準値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	目標値
市内の公共交通機関（電車・バス）を利用しやすいと感じている市民の割合	76.7% (H26)	76.4%	76.7%	74.0%	73.9%	74.8%	80.0% (H30)
交通事故件数（暦年）	546 件 (H26)	611 件	546 件	541 件	443 件	413 件	500 件 (H30)
自転車等駐車場の有料化整備率	53.7% (H25)	53.7%	61.5%	68.3%	73.2%	85.3%	85.7% (H30)

その他

- 自転車走行空間ネットワークの検討
- 春・秋の交通安全運動，子ども交通教室，自転車交通安全教室，高齢者交通安全のつどい，親子交通安全教室，高齢者交通安全指導員養成講習会など各種啓発事業の実施
- バリアフリー特定事業計画の推進
- 自転車等駐車場の整備・有料化 など

■ 現状と課題

- 市内の公共交通ネットワークは，市域を東西方向に結ぶ京王線と，鉄道駅から南北方向に連絡しているバス路線等で構成されており，調布駅へ接続する路線が多いことが特徴となっています。
- 電車やバスなどの公共交通を利用することが不便な地域の解消と，高齢者等の社会参加の促進を図るため，調布市ミニバス（コミュニティバス）3 路線を運行し，地域住民の身近な交通手段として，多くの人々に利用されていますが，引き続き国の動向を注視しつつ，更なる利便性の向上を図っていく必要があります。
- 放置自転車は，歩行者等の通行の妨げとなるだけでなく，緊急車両等のスムーズな走行を阻害することから，自転車等駐車場の計画的な整備や放置自転車対策が必要です。また，歩行者と自転車が安全に通行できる交通環境の向上を図るためには，市民一人一人の交通安全意識や交通マナーの向上を図っていく必要があります。
- 都内における自転車乗用中の交通事故当事者の年齢層別では，全国に比べて特に 20 歳代から 40 歳代の割合が高く，当事者全体の約 5 割を占めています。
- ラグビーワールドカップ 2019™ 日本大会，東京 2020 大会の開催に伴い，国内外から多くの来訪者が予想されるため，東京都と連携し，競技会場となる東京スタジアム周辺の更なるバリアフリー対応などが求められています。

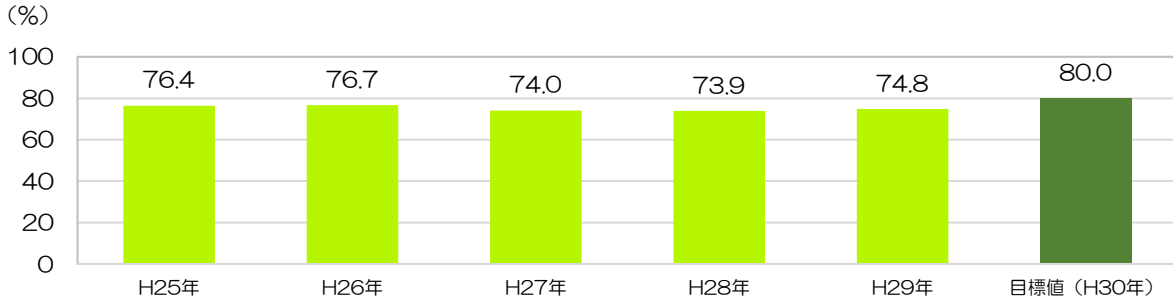
■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

- 東京 2020 大会の開催や都市基盤の整備状況を踏まえ，効率的な公共交通ネットワークを形成していく必要があります。
- 子どもや高齢者，自転車利用者等を中心に，交通安全意識や交通マナーの向上を図り，交通安全対策を推進していく必要があります。
- 放置自転車の解消に向け，自転車等駐車場の恒久的な整備と有料化を進めていく必要があります。

25-1 公共交通ネットワークの形成

【まちづくり指標】市内の公共交通機関（電車・バス）を利用しやすいと感じている市民の割合

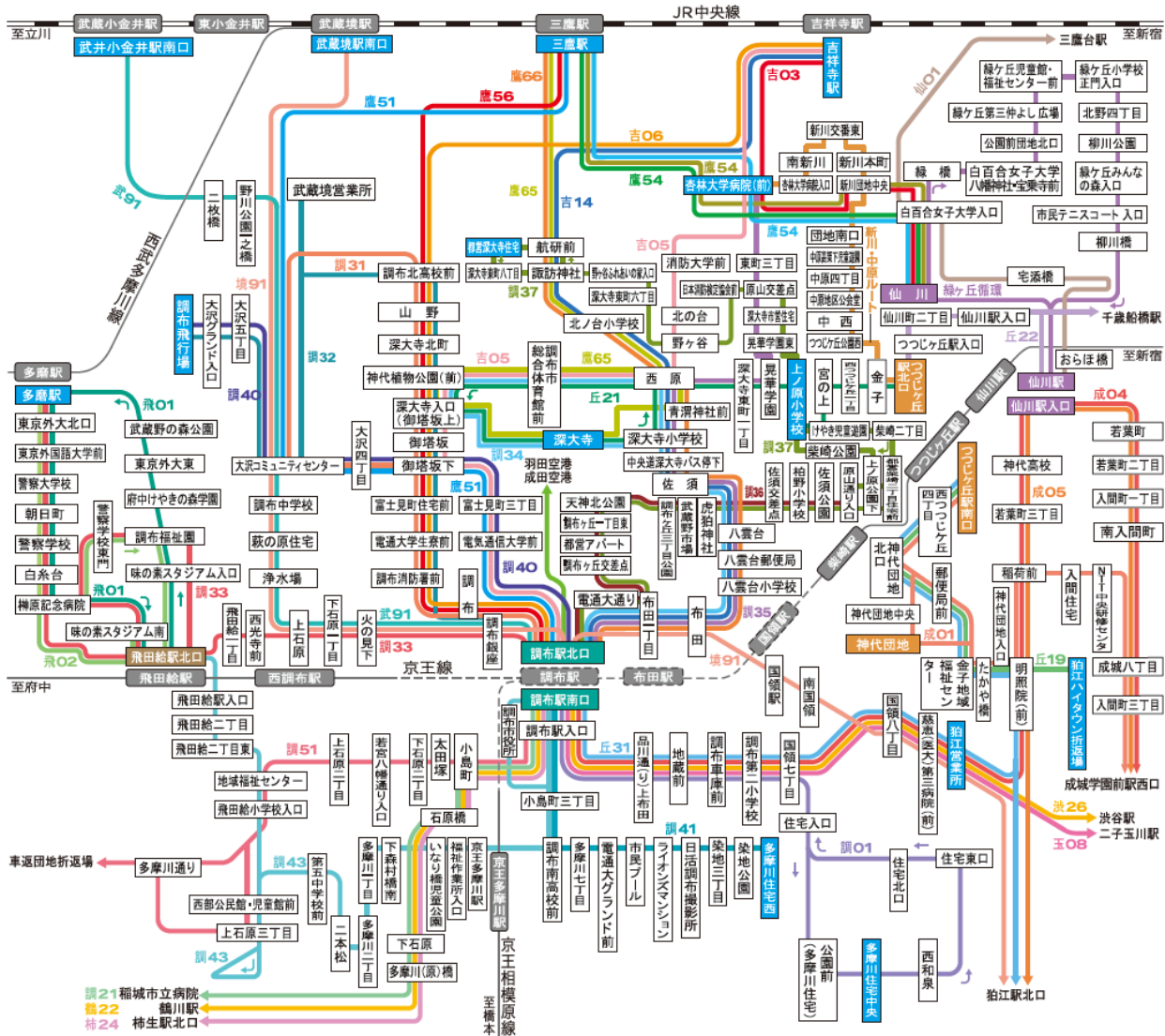
各年度 75%前後とほぼ横ばいで推移しており、今後の公共交通利用環境向上が課題です



資料：調布市民意識調査

◆市内の路線バスルート

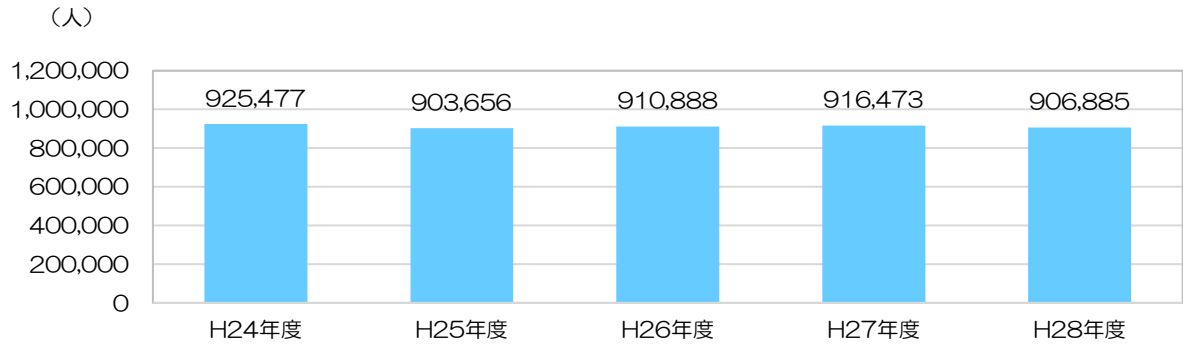
調布駅に発着するバスが多く、その他の駅では発着するバスが各駅とも5路線以下と少なくなっています



資料：調布市ホームページ「バス路線図」(平成 30 年 3 月)

◆ミニバス年間利用者数

ミニバスの利用者は、ほぼ横ばいで推移しています

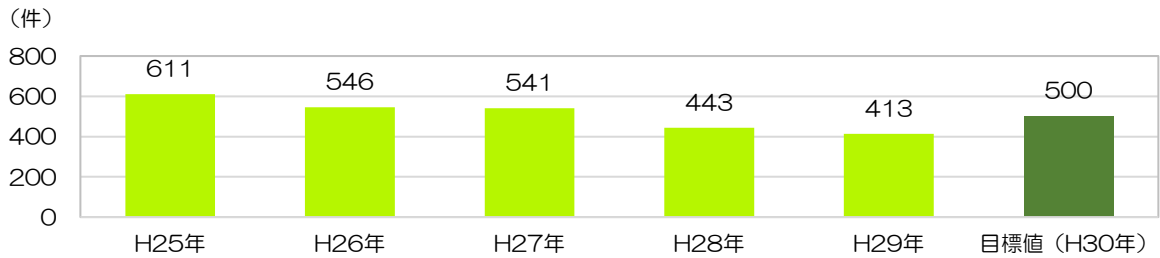


資料：調布市事務報告書（交通対策課）

25-2 交通安全対策の推進

【まちづくり指標】交通事故件数の推移（暦年）

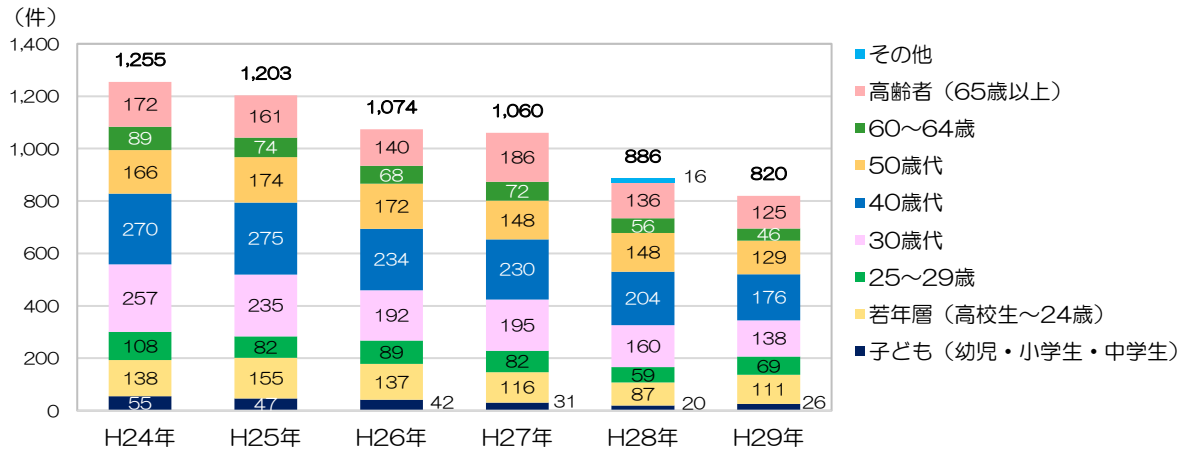
年々減少しており、平成 28 年から目標値を達成しています



資料：調布市行政評価

◆年齢階層別交通事故発生（全当事者）件数

交通事故発生件数は、どの年代でも年々減少傾向にあります

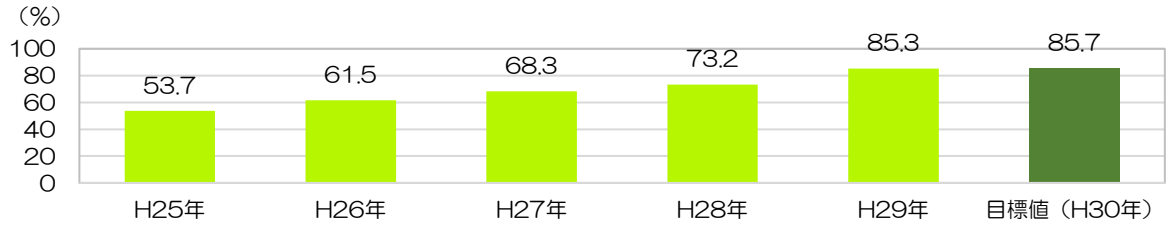


資料：調布警察署

25—3 自転車関連施策の推進

【まちづくり指標】自転車等駐車場の有料化整備率

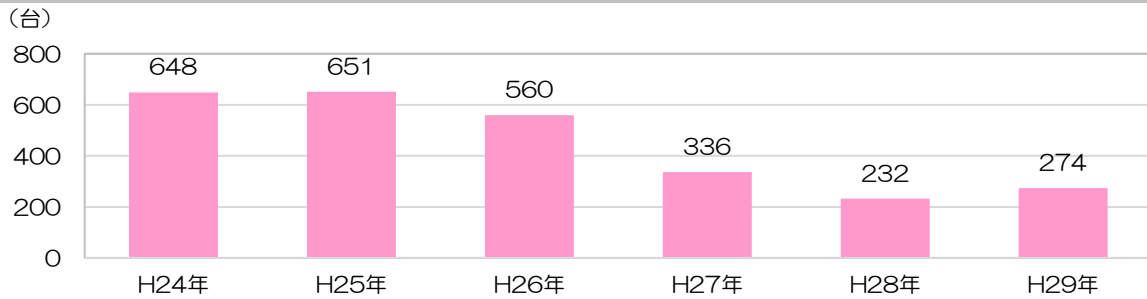
年々増加しており、自転車等駐車場の有料化整備が進んでいることがわかります



資料：交通対策課

◆駅前放置自転車等の状況

駅前放置自転車は平成 25 年度から減少しており、平成 28 年度には平成 25 年度の半分以下となっています



資料：東京都青少年・治安対策本部「都内駅前放置自転車等の現状と対策」

多様な主体との連携事例

スタントマンを活用した自転車交通安全教室

交通事故の衝撃や怖さを知ってもらい、交通ルールやマナーの向上を図るために、スタントマンによる交通事故再現のほか、調布警察署による交通安全教室を実施しています。

【所管課】

都市整備部 交通対策課

【協働のパートナー】

調布警察署



＜自転車交通安全教室の様子＞

基本目標 8 環境にやさしく，自然と共生するために

施策 26 地球環境の保全

目的

＜対象＞市民，事業者
 ＜意図＞環境に負荷を与える活動を抑制する

施策の方向

○地球環境保全に係る情報提供及び学習の充実を図るとともに，省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの利用拡大を推進し，環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指します。

施策の達成状況

まちづくり指標		基準値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	目標値
環境学習事業及び多摩川自然情報館で学習した延べ人数		9,888 人 (H25)	9,888 人	11,919 人	10,642 人	10,359 人	10,755 人	11,000 人 (H30)
公共施設における温室効果ガス総排出量	修正前	1 万 3,779 t-CO ₂ (H21)	1 万 2,926 t-CO ₂	1 万 2,478 t-CO ₂	1 万 2,646 t-CO ₂	-	-	1 万 3,090 t-CO ₂ (H27)
	修正後	1 万 4,859 t-CO ₂ (H26)	-	1 万 4,859 t-CO ₂	-	1 万 4,856 t-CO ₂	-	1 万 4,389 t-CO ₂ (H32)

その他

- 公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業の実施
- 家庭用高効率給湯器（民生用燃料電池）設置補助
- 太陽熱を利用する設備に対する補助
- 太陽光発電設備に対する補助
- ふるさとのみどりと環境を守り育てる基金創設（平成 27 年度） など

■ 現状と課題

- 地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり，温室効果ガス排出量を削減することは，人類共通の課題となっています。
- 平成 27 年 11 月に開催された「気候変動枠組条約締約国会議（COP21）」において，京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際的な枠組みとして，パリ協定が採択されました。本採択を踏まえ，国は平成 27 年 12 月に「地球温暖化対策の取組方針」を公表し，2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減することを目標値として掲げました。
- 調布市では，市の現状と地域特性を踏まえ，平成 22 年 3 月に「調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定したほか，平成 28 年 3 月に「第 3 次調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し，温室効果ガスの総排出量の削減を目指しています。
- より多くの市民が地球環境の保全に取り組むよう，幅広い世代を対象とした環境学習の実施や広報誌を活用した身近な環境情報の発信など，地球環境の保全意識の啓発を図っていく必要があります。
- 市域から排出される温室効果ガスのうち，約 4 割が家庭から放出されており，市民，事業者，市が一体となって省エネルギーの取組を進めるとともに，太陽光発電や太陽熱利用など，再生可能エネルギーの導入を促進していく必要があります。

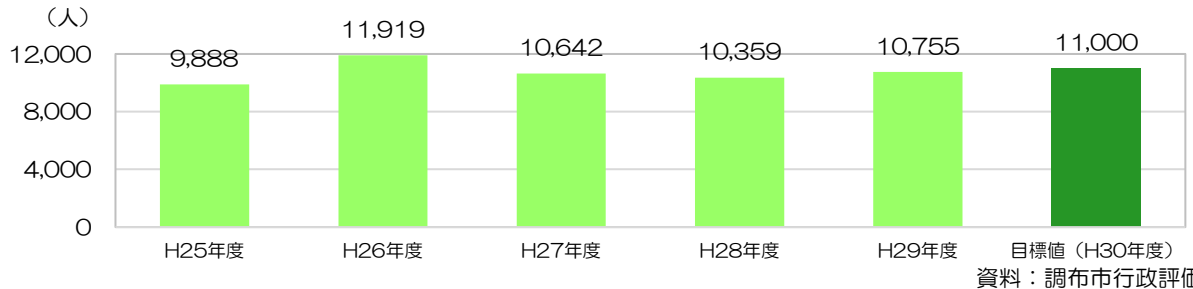
■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

- 地球環境保全に係る情報の提供や環境学習の充実を行い，保全意識の啓発・醸成を図っていく必要があります。
- 省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの利用拡大を推進し，環境負担の少ない持続可能な社会を構築していく必要があります。
- 調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を改定し，二酸化炭素の削減に取り組む一方，進行する地球温暖化に伴う気候変動の適応への取組を進めていく必要があります。

26—1 地球環境保全意識の啓発

【まちづくり指標】環境学習事業及び多摩川自然情報館で学習した延べ人数

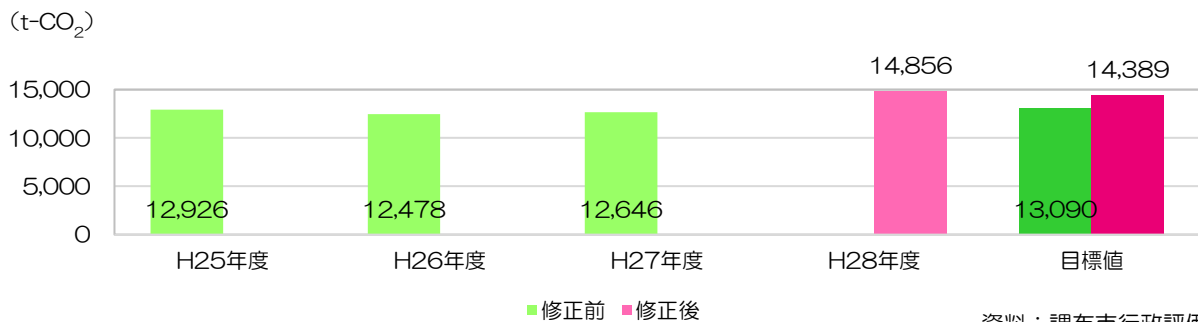
平成 26 年度以降減少傾向であり、平成 27 年度からは目標値を下回っています



26—2 地球環境保全行動の推進

【まちづくり指標】公共施設における温室効果ガス総排出量

第 3 次調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（平成 28 年度～32 年度）の策定にあたり、目標値を修正しました
引き続き、温室効果ガスの削減に向け、取組を進めていく必要があります

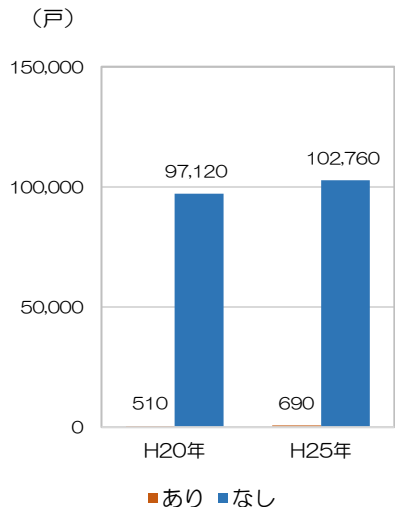


※修正前：第 2 次調布市地球温暖化対策実行計画における排出係数を使用、目標年度は平成 27 年度
修正後：第 3 次調布市地球温暖化対策実行計画における排出係数を使用、目標年度は平成 32 年度

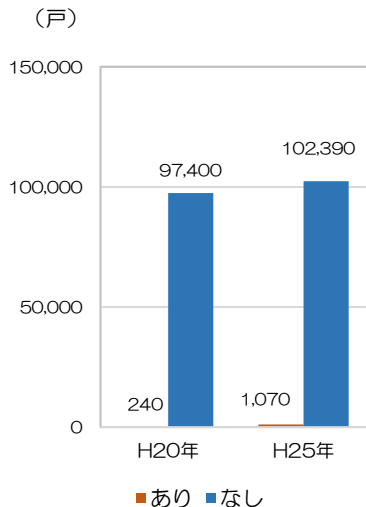
◆省エネ設備等導入状況

二重サッシ又は複層ガラスの窓は他の省エネ設備より導入戸数が多くなっています
 温水機器及び発電機器の導入戸数は 1%未満となっています

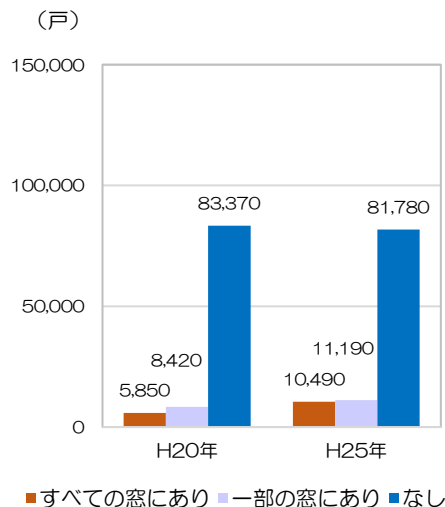
太陽熱を利用した温水機器



太陽光を利用した発電機器



二重サッシ又は複層ガラスの窓

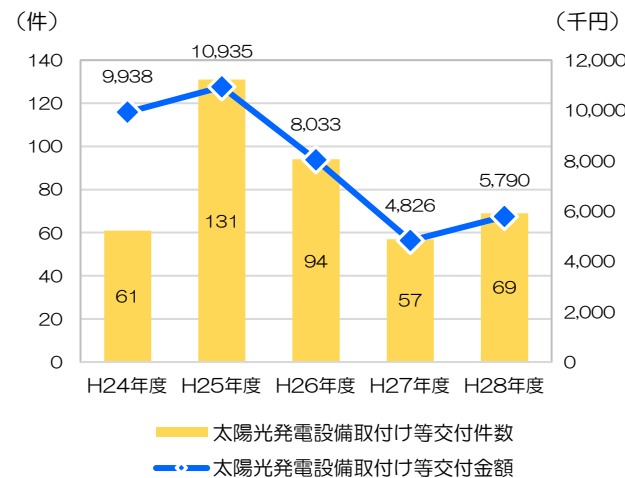


資料：東京都総務局統計部人口統計課「住宅・土地統計調査」

◆省エネルギー・自然エネルギー利用設備導入に関する支援の状況

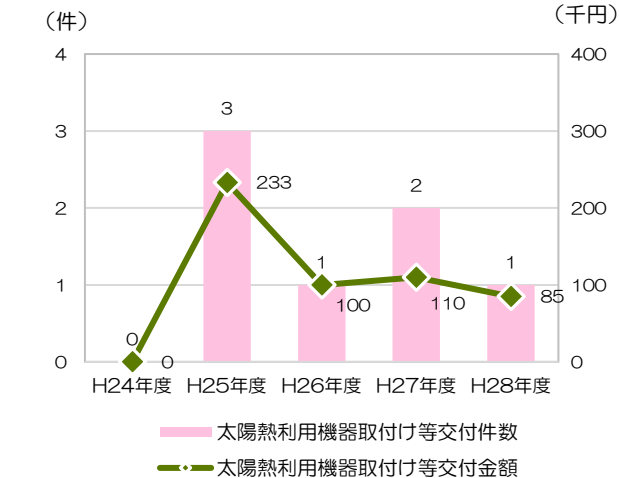
太陽光発電設備の方が太陽熱利用機器より交付件数及び交付金額が大きくなっており、市の導入支援事業が多く利用されていることがわかります

太陽光発電設備



資料：調布市事務報告書（住宅課）

太陽熱利用機器



資料：調布市事務報告書（住宅課）

多様な主体との連携事例

環境フェア

市では、6月の環境月間にあわせ、市民の方に環境を見つめ直し考える機会を持っていただくため、様々な展示や体験ブースを設けた環境フェアを開催し、市民団体・事業者・行政が一体となり、展示や啓発等を行いました。開催に当たっては、参加団体との会議を2回実施し、イベントの内容などの情報共有や実施内容の意思決定を行ったほか、イベント終了後に反省会を行い、次年度に向けての課題等を情報共有しました。

【所管課】

環境部 環境政策課

【協働のパートナー】

第45回調布市環境フェア参加団体



<環境フェアのチラシ兼ポスター>



<環境フェアの様子>

基本目標 8 環境にやさしく、自然と共生するために

施策 27 水と緑による快適空間づくり

目的

〈対象〉自然、市民
 〈意図〉自然が保全・創出される、自然との共生が図られる

施策の方向

○人と自然との共生を目指すために、湧水、公園、崖線、里山などの水辺や緑地を保全し、連続性のある自然動植物の生息空間と緑豊かな美しい街なみ・景観を形成する快適な空間づくりに取り組みます。

施策の達成状況

まちづくり指標	基準値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	目標値
公共が保全する緑の面積	146.31 ha (H25)	146.31 ha	146.63 ha	148.69 ha	148.70 ha	149.07 ha	149.50 ha (H30)
市民一人当たりの公園面積	5.76 m ² (H25)	5.76 m ²	5.75 m ²	5.69 m ²	5.58 m ²	5.54 m ²	5.66 m ² 以上 (H30)
区域での環境学習等の延べ参加人数	1 万 1,184 人 (H25)	1 万 1,184 人	7,529 人	5,830 人	5,408 人	6,023 人	3 万人 (4 か年累計) (H27~H30)

その他

- 佐須農の家の設置（平成 28 年度）
- ふるさとのみどりと環境を守り育てる基金創設（平成 27 年度）
- 緑地・崖線樹林地等の公有化
- 地域制緑地制度の活用
- 公遊園の整備 など

■ 現状と課題

- 東京都は、平成 28 年 3 月に市区町村と合同で「緑確保の総合的な方針」を改定し、都市の中に残された樹林地や農地などの既存の緑が減少している状況を自治体共通の重要な課題と捉え、減少傾向にある民有地の既存の緑を計画的に確保することとしています。
- 調布市には、屋敷林や平地林などの立体的みどり、田畑や草地などの平面的みどり、さらに多摩川をはじめとする水面などがあり、豊かな自然環境が形成されています。
- 都市緑地法の改正（平成 29 年 2 月）により、農地が緑として位置付けられたことも踏まえ、今後の緑の保全に関する取組を検討する必要があります。
- 既存の公園の中には、供用開始後、相当の年数が経過し、施設や設備が老朽化しているものがあり、これら施設・設備を計画的に更新していく必要があります。また、平成 27 年 4 月に策定した「公園・緑地機能再編指針」に基づく「機能再編整備プラン」を踏まえ、地域のニーズに対応した魅力的な公園・緑地整備に取り組むとともに、公園空白地域においては、都市農地や空地の情報を収集し、空白地域の解消に努めていく必要があります。
- 公共施設での緑化や住宅地などの民有地における「花いっぱい運動」事業の推進、新設した生垣に対する補助など、様々な主体で緑化につながる活動を推進していく必要があります。
- 深大寺・佐須地域は、国分寺崖線の緑や湧水、さらに比較的まとまった都市農地や用水路などがあり、都心に近い地域ながらも里山風景を残した地域となっており、その保全・活用方法について検討していく必要があります。
- 地域に応じた豊かな生物の多様性の保全を図るため、生物多様性地域戦略策定に向けた検討を行い、市内の生物多様性保全を推進していく必要があります。
- 豊かな水辺環境と健全な水循環を確保する必要があることから、雨水浸透及び雨水利活用の取組を検討し、水循環の保全を推進していく必要があります。

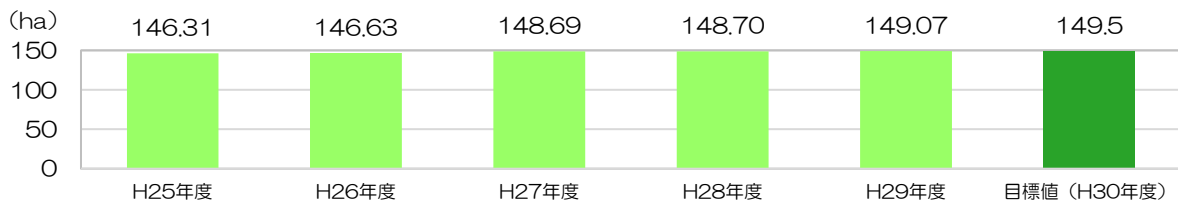
■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

- 市の貴重な自然環境を保全するため、地域制緑地制度の活用等を踏まえた取組を検討し、豊かな水と緑を大切に守り生かす取組を継続して進めていく必要があります。
- 老朽化した公園施設を計画的に更新していくとともに、地域ニーズに即した公園・緑地の整備を推進していく必要があります。
- 平成 26 年 3 月に策定した「調布市深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画」に基づき、地域の環境資源の保全・活用に向けた取組を推進する必要があります。
- 東京 2020 大会に向け、市民に対して、緑豊かな調布の魅力を発信するとともに、花いっぱい運動の担い手となるボランティアの募集、育成に努め、市民や団体等との協働による花いっぱい運動の実施に取り組む必要があります。
- 布田崖線に位置する若宮自然広場及び凸凹山児童公園については、隣接地を含め一体的な整備を進める必要があります。

27-1 水と緑の保全

【まちづくり指標】 公共が保全する緑の面積*

公共が保全する緑の面積は年々増加傾向にあり、目標値に近づいています

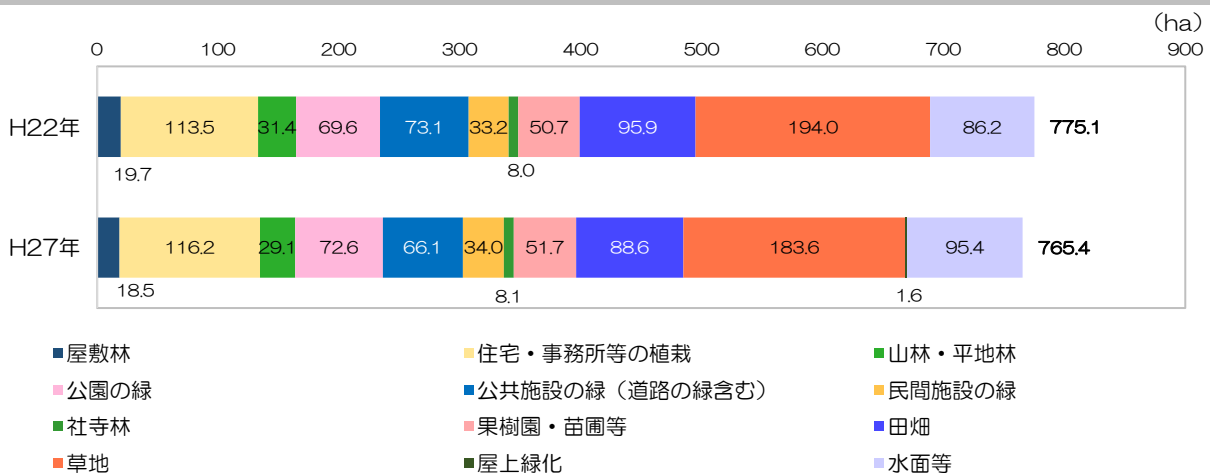


資料：調布市行政評価

※市や東京都が管理する公遊園・緑地・緑道・崖線樹林地及び民間が所有する緑地に対し市が補助している保全地区

◆みどり率対象地の面積

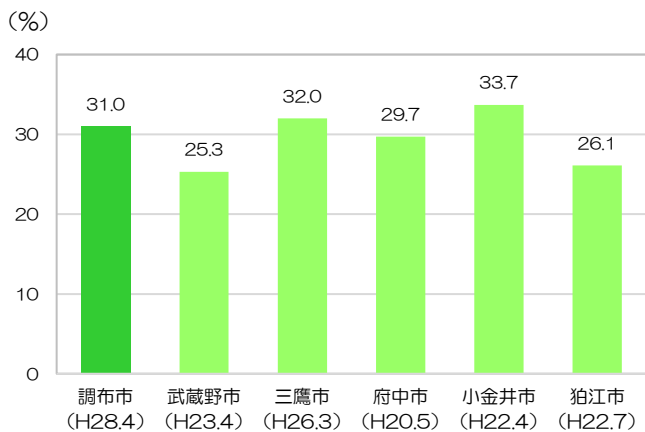
平成 22 年からの 5 年間で、みどり率対象面積は約 10ha 減少し、公共施設の緑（道路の緑含む）は 7.0ha 減少しています



資料：調布市緑の基本計画（H23年4月）、調布市緑化基本調査（H28年4月）

◆緑被率

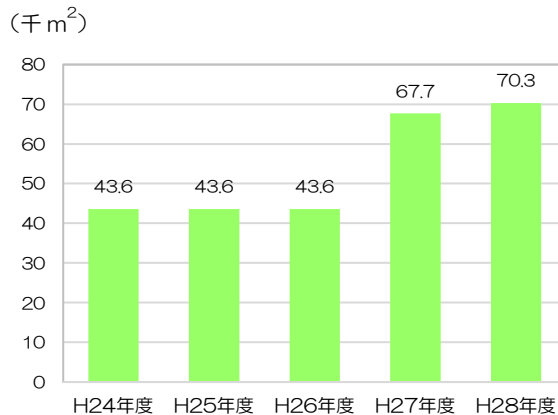
近隣自治体の緑被率は、30%前後となっています



資料：東京都緑化白書（平成 28 年度）
 ※自治体ごとに調査年が異なります
 ※立川市は平成 11 年 3 月のデータで古いため省略

◆公有化されている崖線緑地面積

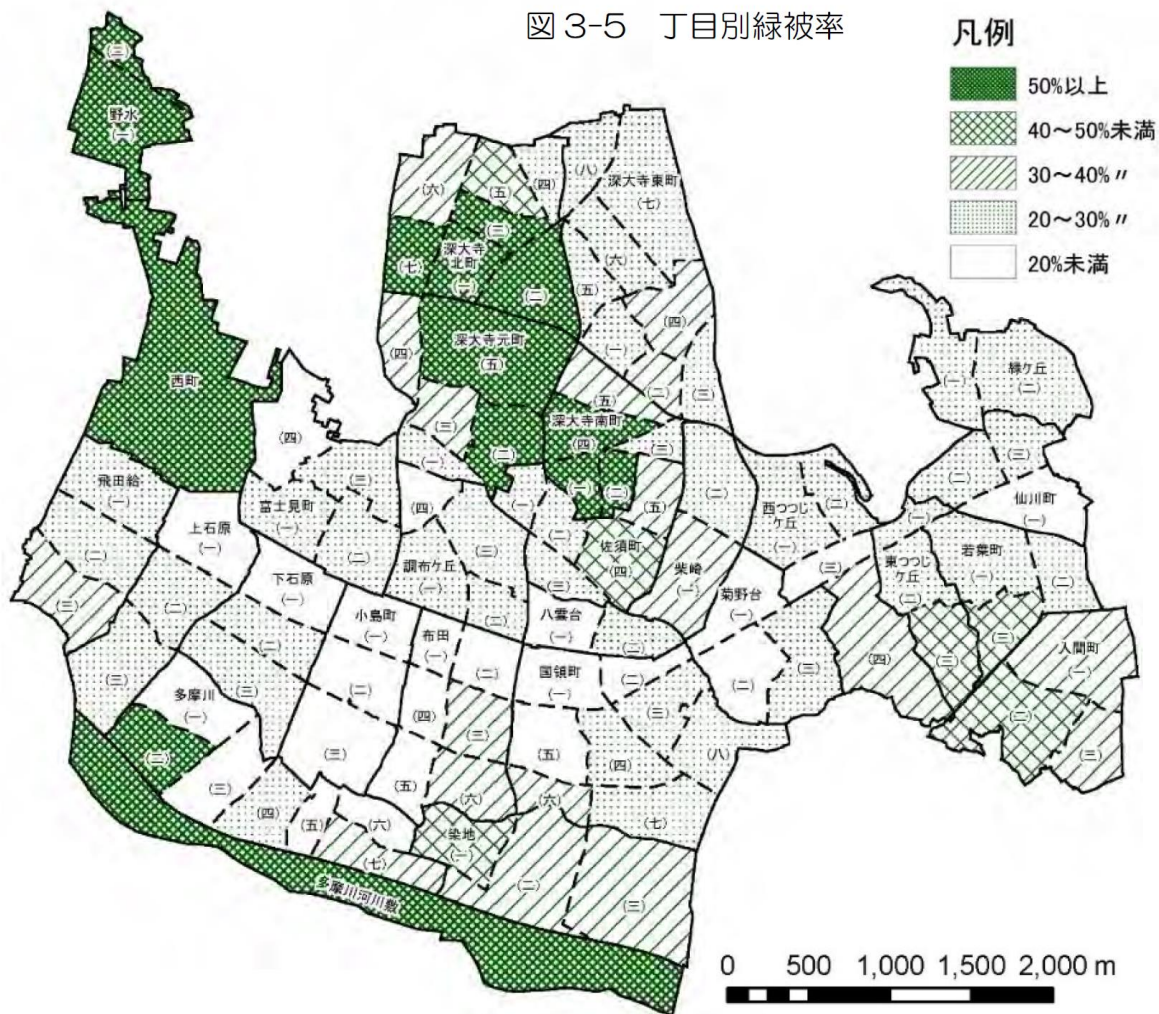
平成 27 年度以降、崖線緑地の公有化が進んでいます



資料：平成 28 年度緑の基本計画年次報告書

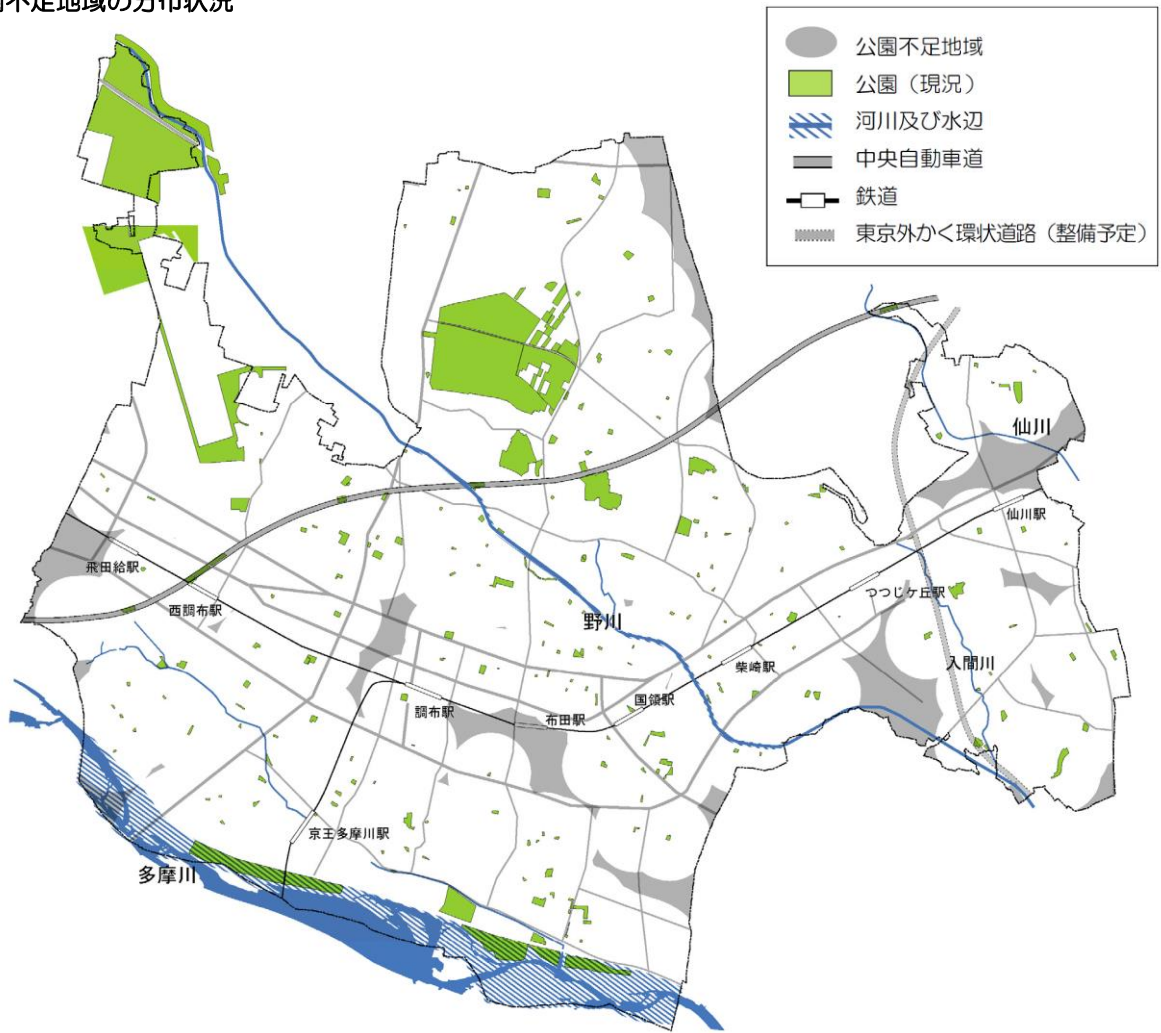
◆みどり率分布図

図 3-5 丁目別緑被率



資料：調布市緑化基本調査（平成 28 年 4 月）

◆公園不足地域の分布状況

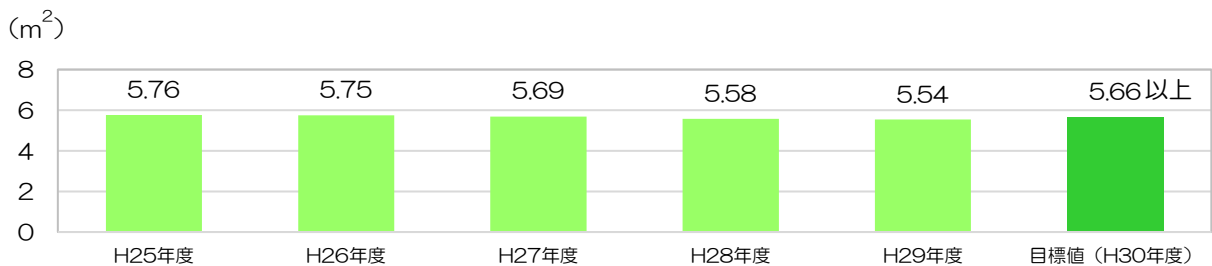


資料：庭園のまち調布 調布市緑の基本計画改訂版（平成 23 年 3 月）

27-2 水と緑の創出

【まちづくり指標】 市民一人当たりの公園面積

公園の閉鎖や借地公園の返還、閉園などによる公園面積の減少に加え、市の人口増加により、一人当たりの公園面積は年々減少しており、平成 28 年度には目標値を下回っています

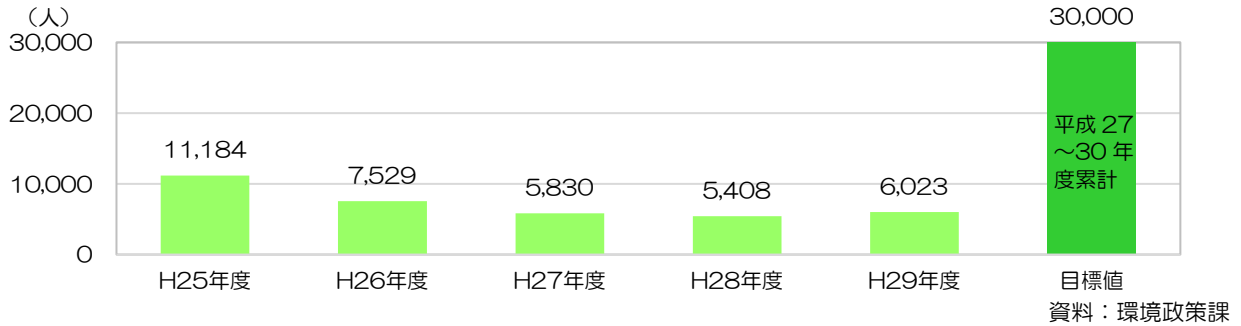


資料：緑と公園課

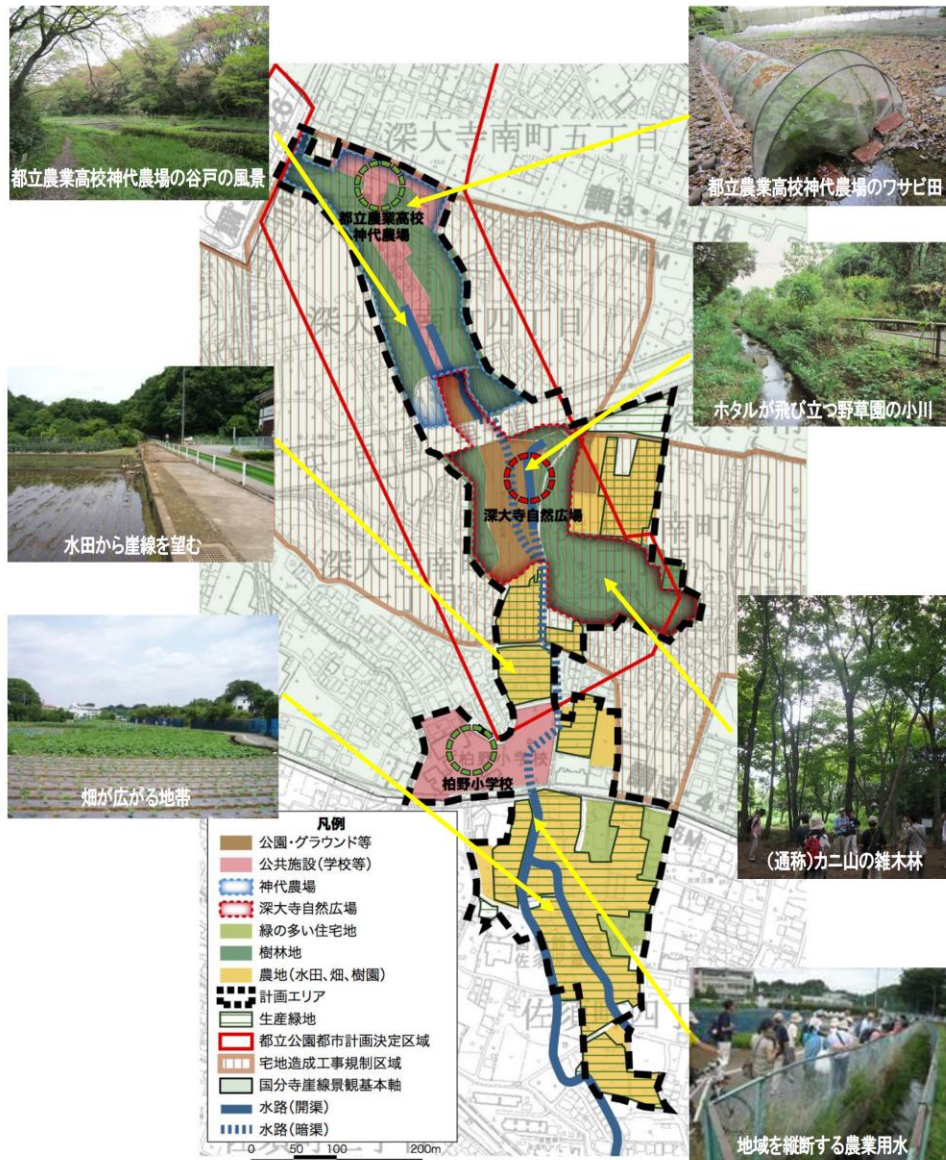
27-3 深大寺・佐須地域環境資源保全・活用の推進

【まちづくり指標】 区域での環境学習等の延べ参加人数

参加人数は平成 25 年度から減少が続いています
 深大寺・佐須地域の環境への関心を高める取組が必要となっています



◆深大寺・佐須地域の土地利用の現状



資料：調布市深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画

多様な主体との連携事例

緑と花の祭典

市内の緑化を推進するため、市内花卉園芸組合、植木組合、緑樹組合、花づくり研究会、盆栽生産組合等を役員とする緑と花の祭典実行委員会を組織し、市との共催事業として「緑と花の祭典」を開催しています。草花や植木等の販売、花の種の無料配布、球根の安価販売、講習会、園芸用アウトレット販売や緑化相談などを実施しました。企画・運営は委員会が担い、市は事務局として携わりました。



<緑と花の祭典の様子>

【所管課】

環境部 緑と公園課

【協働のパートナー】

緑と花の祭典実行委員会

基本目標 8 環境にやさしく，自然と共生するために

施策 28 ごみの減量と適正処理

目的

〈対象〉市民，事業者

〈意図〉資源循環型社会の形成に向け，3R を推進する

施策の方向

○広報，啓発活動や支援事業の充実により，市民・事業者による3R（リデュース=ごみの発生抑制，リユース=再利用，リサイクル=再資源化）の取組を推進します。また，ごみの安定処理と適正処理に努め，資源循環型社会を目指します。

施策の達成状況

まちづくり指標	基準値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	目標値
市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	390.2g (H25)	390.2g	389.7g	386.4g	377.9g	-	385g (H30)
総資源化率	46.0% (H25)	46.0%	44.7%	45.1%	44.2%	-	46.0% (H30)
最終処分（埋立）量	0 (H25)	0	0	0	0	-	0 (H30)

その他

- 資源物の持去りを防止するため，罰則等を新たに規定した調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を施行（平成 27 年 4 月）
- ごみアプリの導入（平成 28 年度）
- クリーンセンター機能の再編・移転に向けた新施設の整備（平成 30 年度竣工予定） など

■ 現状と課題

- 調布市は，市民・事業者の方々のごみ減量・資源化への高い関心と協力に支えられ，全国の同規模自治体の中で，リサイクル率は全国トップクラスの水準にあります。
- 資源循環型社会の実現に向け，最終処分場（日の出町）や，クリーンプラザふじみ周辺の環境保全の観点からも更なるごみの減量，資源化を推進する必要があります。
- 平成 28 年度から導入した「ごみアプリ」やクリーンプラザふじみの環境学習機能を活用するなど，ごみ減量，分別の意識啓発を強化するとともに，東京都と連携し，使用済小型家電製品回収による「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に取り組むなど，3R の取組をより一層推進する必要があります。
- 再資源化を目的に排出された古紙などの資源物の持去りの取り締まりや不法投棄対策を講じることであり，より一層のごみの適正処理に努める必要があります。
- 調布市では，平成 25 年に「調布市一般廃棄物処理基本計画」を策定し，平成 34 年度までに市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 380g/人日，家庭系ごみ資源化率 45%，総資源化率 47%を目標に掲げ，ごみの発生抑制と資源循環型社会の構築に取り組んでいます。
- 東京たま広域資源循環組合のエコセメント事業の開始により，調布市では平成 19 年度以降最終処分（埋立）量ゼロを維持しています。
- ごみ・資源物の安定的な処理を図るため，クリーンセンターの機能を再編し，移転先の二枚橋衛生組合跡地において，再利用，資源化の推進を図ります。
- 住宅宿泊事業法（民泊新法）の施行により，国内外から多くの来訪者が見込まれることから，住宅宿泊事業の運用状況を注視しながら，ごみの適正処理について，都と連携しながら適切な対応を図る必要があります。

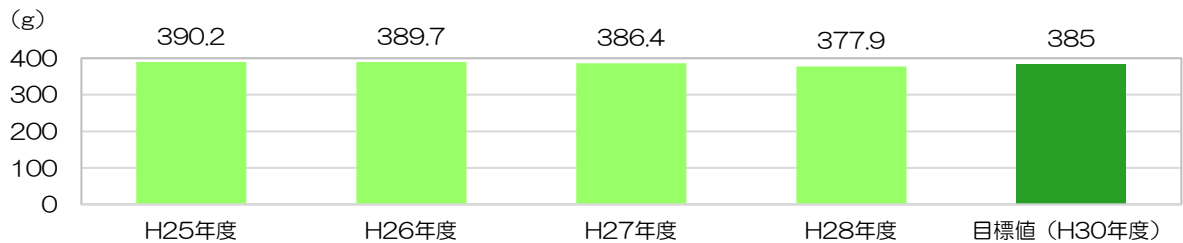
■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

- ごみの適正処理に努めるとともに、広報・啓発活動を通じて分別の徹底を図るなど、更なるごみの適正排出を促進していく必要があります。
- クリーンセンター機能の再編・移転により、再利用と資源化を推進し、ごみの長期的な安定処理を図っていく必要があります。
- 家庭系ごみの更なる減量に向け、市民や事業者等との連携を図り、3R の取組を推進していく必要があります。
- ごみの発生抑制と資源循環型社会の構築に向け、平成 25 年度に策定した「調布市一般廃棄物処理基本計画」を改訂し、総資源化率等の基準を見直す必要があります。

28-1 3R 推進によるごみの減量

【まちづくり指標】市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量

市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は年々減少しており、平成 28 年度は目標値を達成しています



資料：調布市行政評価

◆リサイクル率・ごみ排出量全国順位

調布市はリサイクル率において平成 27 年度が 6 位 (38.4%)、平成 28 年度も 6 位 (37.3%) となりました

リサイクル率 上位 7 市町村

	H27 年度	%	H28 年度	%
1 位	倉敷市 (岡山県)	51.6	倉敷市	54.0
2 位	小金井市	49.4	小金井市	50.2
3 位	鎌倉市 (神奈川県)	48.4	鎌倉市	47.5
4 位	国分寺市	39.7	国分寺市	40.1
5 位	加須市 (埼玉県)	38.7	加須市	39.1
6 位	調布市	38.4	調布市	37.3
7 位	府中市	38.3	東村山市	36.5

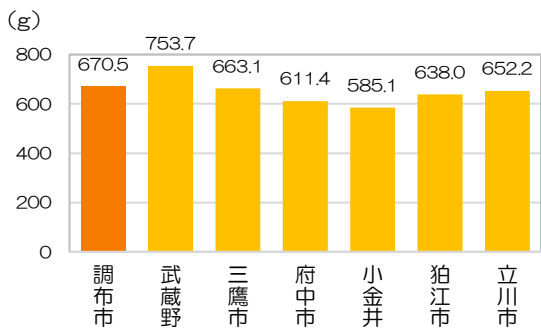
1 人 1 日当たりのごみ排出量 (少ない順) 上位 7 市町村

	H27 年度	g	H28 年度	g
1 位	小金井市	626.1	小金井市	622.7
2 位	掛川市 (静岡県)	658.0	掛川市	641.2
3 位	日野市	673.9	日野市	661.1
4 位	藤枝市 (静岡県)	682.0	藤枝市	674.6
5 位	国分寺市	694.6	府中市	678.5
6 位	府中市	695.3	西東京市	687.2
7 位	西東京市	703.4	国分寺市	687.2
12 位	調布市	735.8	調布市	718.7

資料：環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」
※人口 10 万人以上 50 未満の自治体を対象

◆市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量* (平成 28 年度比較)

近隣自治体では調布市は 2 番目にごみ排出量が多く、小金井市が 600g 未満と最も少なくなっています

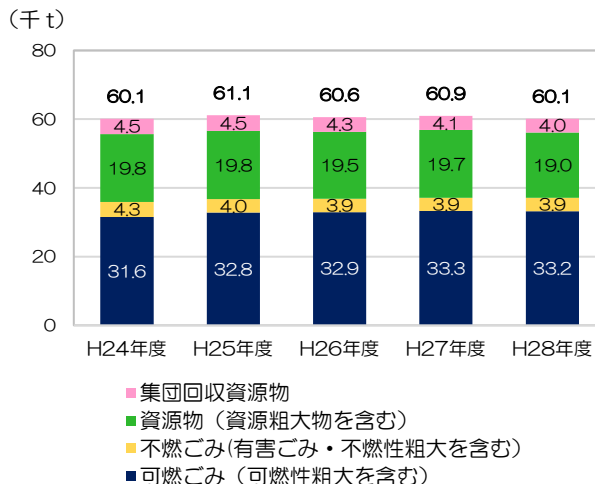


資料：公益財団法人東京市町村自治調査会
「多摩地域ごみ実態調査 (平成 28 年度統計)」

※市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、収集量と持込量の合計を人口で除したもの

◆ごみ収集量の推移

ごみ収集量は横ばいとなっています

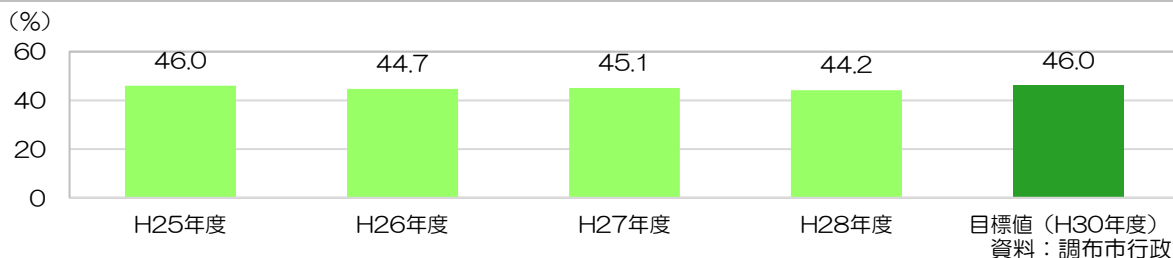


資料：調布市事務報告書 (ごみ対策課)

28-2 ごみの安定処理

【まちづくり指標】総資源化率*

ほぼ横ばいで推移しています



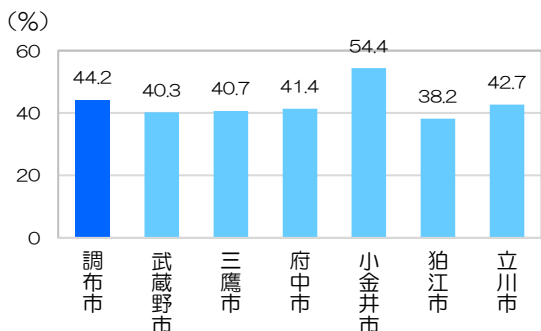
資料：調布市行政評価

※総資源化率 = (資源物収集量 + 中間処理施設資源化量 + 集団回収量) ÷ ごみ総排出量 で算出

平成 25 年度のクリーンプラザふじみ稼働後、リサイクルセンターからのプラスチック類等の処理残渣は、環境負荷低減等の観点からクリーンプラザふじみにてエネルギー回収を行っています。

◆総資源化率 (平成 28 年度比較)

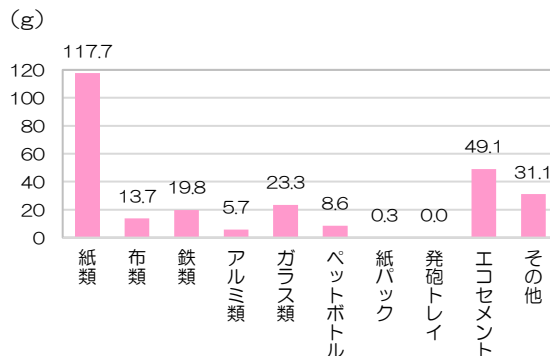
近隣自治体では、調布市は 2 番目に総資源化率が高くなっています



資料：公益財団法人東京市町村自治調査会
「多摩地域ごみ実態調査 平成 28 年度統計」

◆ごみ資源化項目 (調布市, 品目別, 1 人 1 日当たり) (平成 28 年度)

紙類の資源化が 100g を超えて最も多くなっています



資料：公益財団法人東京市町村自治調査会
「多摩地域ごみ実態調査 平成 28 年度統計」

28—3 ごみの適正処理

【まちづくり指標】最終処分（埋立）量

焼却灰のエコセメント化など資源循環への取組により、0t を維持しています



資料：調布市行政評価

◆最終処分（埋立）量（平成 28 年度比較）

最終処分（埋立）量は、全ての近隣自治体で 0t となっています



資料：公益財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査 平成 28 年度統計」

多様な主体との連携事例

資源物地域集団回収事業

子ども会や自治会など、市内に所在する資源物の回収を行う市民団体（平成 30 年 3 月 31 日現在、274 団体が登録）が、新聞・雑誌・ダンボールなどの紙類やカン、ビン、布類、牛乳パックを集めて、資源物を再利用処理施設へ運搬する業者に引き渡しています。市から団体や業者へ奨励金を交付することにより、ごみの減量と自主的な資源循環の取組を推進しています。

【所管課】

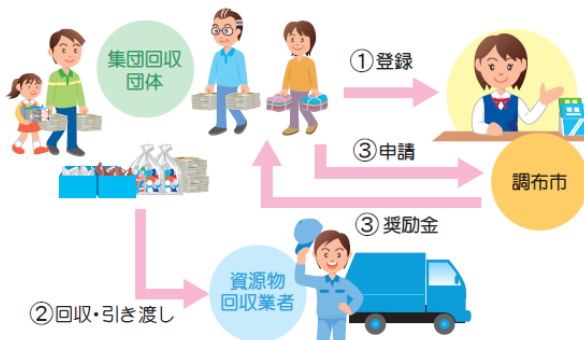
環境部 ごみ対策課

【協働のパートナー】

各種市民団体（平成 29 年度末現在、274 団体が登録）

●集団回収の流れ

- ①概ね20世帯以上が集まって、市に集団回収の団体登録をします。
- ②市に登録している資源物回収業者と回収の打ち合わせ後、集めた資源物を引き渡します。
- ③3か月ごとに市へ奨励金の交付申請をし、1kgあたり8円の奨励金を受け取ります。



<資源物地域集団回収事業の流れ>

基本目標 8 環境にやさしく，自然と共生するために

施策 29 生活環境の保全

目的

〈対象〉市民，事業者

〈意図〉安心して暮らせる環境を維持することができる

施策の方向

○生活環境被害の防止対策，まちの美化活動，路上喫煙対策，下水道の機能確保などについて，市民，地域，事業者，市がそれぞれの役割に応じた取組を進め，市民が安心して暮らすことができる環境の維持を図ります。

施策の達成状況

まちづくり指標	基準値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	目標値
騒音や悪臭などの公害対策について不満を感じる市民の割合	20.0% (H26)	21.1%	20.0%	21.8%	22.9%	21.5%	20.0% (H30)
美化活動に参加した市民の数	8,657 人 (H25)	8,657 人	9,513 人	9,961 人	1 万 343 人	9,075 人	1 万人 (H30)
管路の長寿命化対策工事済又は健全確認済スパン数	0 スパン (H25)	0 スパン	1,847 スパン	2,075 スパン	2,123 スパン	2,154 スパン	2,210 スパン (H30)

その他

- 都市美化推進重点地区の指定（平成 29 年度末現在 8 地区）
- 喫煙マナーアップキャンペーン，パトロールの実施
- 公営企業会計導入に向けた下水道施設の固定資産台帳整備 など

■ 現状と課題

- 調布市では，調布市都市美化の推進に関する条例に基づき，まちの環境美化活動を推進しています。特に，美化を推進する必要があるかつ，地域の方々の美化意識が高く，積極的な美化活動を進めている地区を「美化推進重点地区」に指定しており，各地区とも地元自治会や商店会，事業者により，定期的な清掃活動や花壇の整備などが実施されています。現在，8 地区（多摩川河川敷，野川河川敷，京王多摩川駅周辺，仙川駅周辺，国領駅周辺，菊野台交差点周辺，深大寺周辺，つつじヶ丘駅周辺）を指定しています。美化活動については，引き続き，より多くの市民に参加いただけるよう支援していく必要があります。
- 市の下水道施設は，敷設後 30 年を経過している管渠（かんきょ）が全体の約 9 割を占め，維持管理費用の増大が見込まれます。このため，老朽化や耐震性に課題がある既存の下水道施設の改築・更新などの長寿命化や耐震化について，調布市下水道総合計画をはじめ，計画的に推進する必要があります。
- 調布市では，受動喫煙防止対策として喫煙マナーアップキャンペーンやパトロールを実施していますが，2019 年・2020 年に向け，国及び東京都の受動喫煙対策を踏まえつつ，医師会や歯科医師会等の医療関係機関とも連携しながら市としての方針を定め，路上喫煙禁止区域の設定なども視野に，具体的な取組を検討，推進していく必要があります。
- 住宅宿泊事業法の施行により，国内外から多くの来訪者が見込まれることから，住宅宿泊事業の運用状況を注視しながら，地域の生活環境との調和について，都と連携しながら適切な対応を図る必要があります。

■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

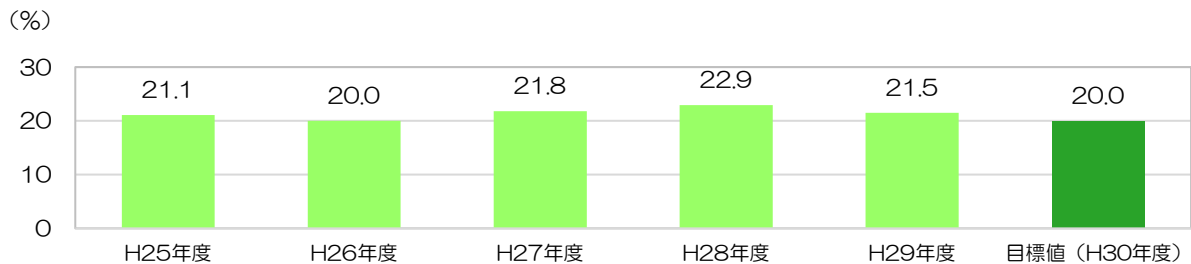
- 2019 年・2020 年に向け，駅周辺等の路上喫煙対策を推進していく必要があります。
- 公衆トイレの在り方を検討し，今後の改修（設置・廃止）計画を検討していく必要があります。
- 持続可能な下水道事業の実施を図るため，現在実施中の「長寿命化計画」から移行する形で膨大な施設状況を客観的に把握，評価し，中長期的な施設の状態を予測しながら計画的かつ効率的に管理する「(仮称)ストックマネジメント計画」を策定する必要があります。
- 中長期的な視点に立った経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため，下水道事業に対して公営企業会計の適用を適切に行っていく必要があります。

29—1

生活環境の維持向上

【まちづくり指標】騒音や悪臭などの公害対策について不満を感じる市民の割合

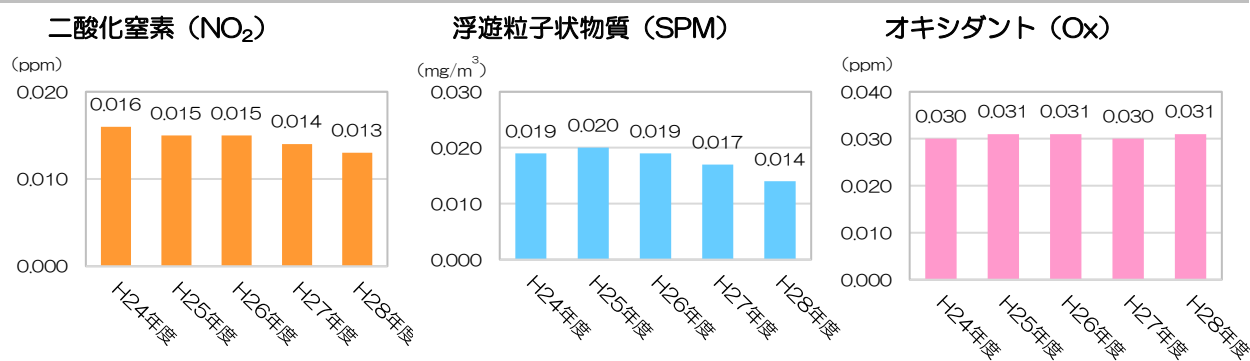
平成 26 年度以降増加していましたが、平成 29 年度は減少し、目標に近づきました



資料：調布市民意識調査

◆大気汚染測定結果（調布市深大寺南町 年平均値）

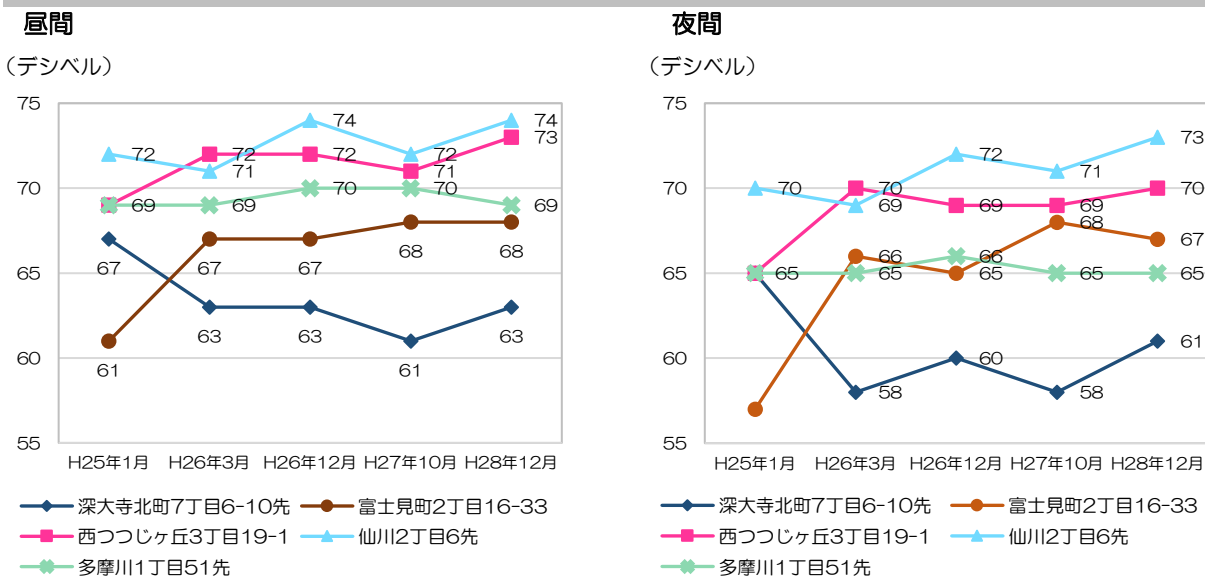
二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は平成 26 年度以降年々減少傾向にあります



資料：東京都環境局環境改善部「大気汚染常時測定室測定結果報告」
※オキシダントについては、5～20 時の平均値

◆道路交通騒音状況

昼間は騒音要請限度を超えた年はありませんが、平成 26 年 3 月以降環境基準値を 2 地点が超えています
夜間は平成 26 年 12 月以降 1 地点で騒音要請限度を超えています

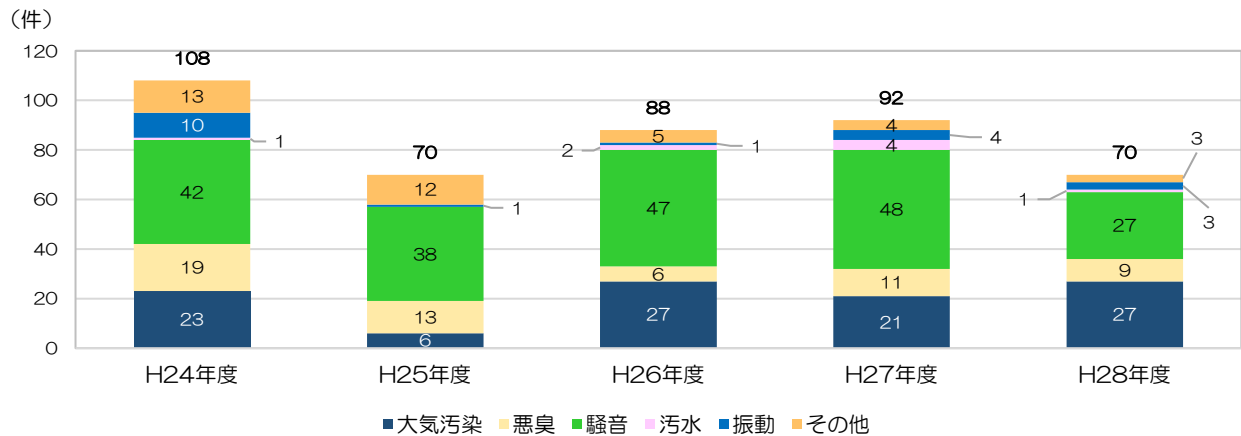


	昼	夜
騒音要請限度	75	70
環境基準値	70	65

資料：調布市事務報告書（環境政策課）

◆公害に対する苦情件数

平成 24 年度をピークに、苦情件数は減少傾向にあります

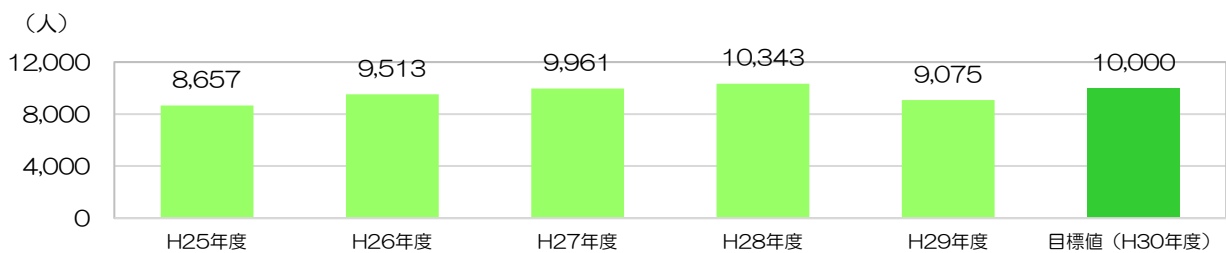


資料：調布市事務報告書（環境政策課）

29—2 美化活動の推進

【まちづくり指標】美化活動に参加した市民の数

美化活動に参加した市民の数は、年々増加していましたが、平成 29 年度は減少しています

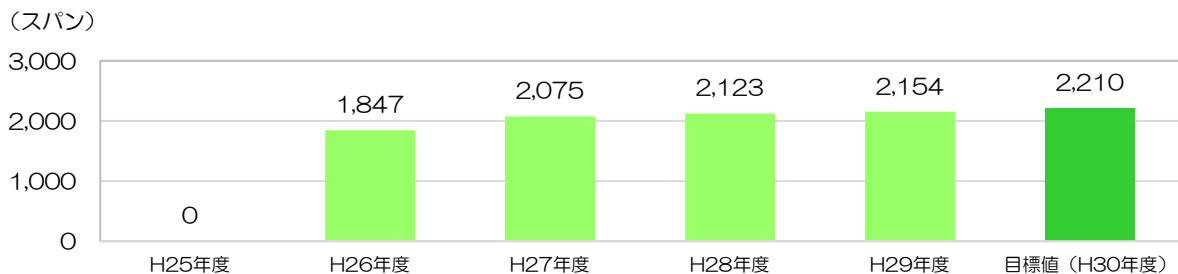


資料：環境政策課

29—3 下水道事業の推進

【まちづくり指標】管路の長寿命化対策工事済又は健全確認済スパン数*

平成 28 年度で 9 割以上のスパンが工事済又は健全確認済となっています

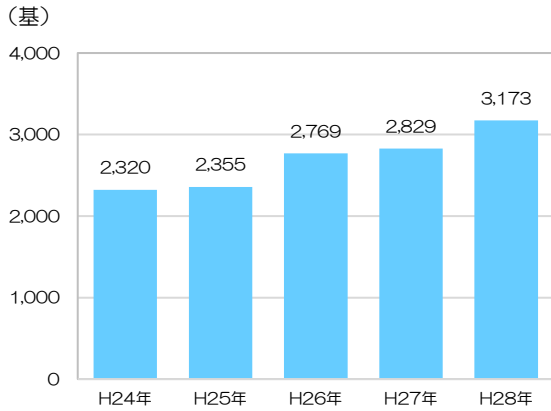


資料：下水道課

※スパン数：マンホールとマンホールの間数をスパンとしてとらえる

◆雨水浸透施設（雨水浸透ます）の設置状況

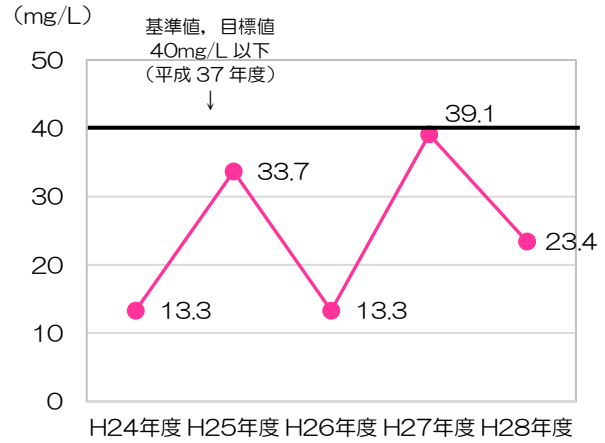
平成 28 年度までに、毎年 2,000 基を超える雨水浸透ますを設置しています



資料：下水道課、環境政策課

◆処理場を含む各吐口からの放流水の BOD 値（平均放流水質）

平成 24 年度から平成 28 年度までの各年度において、基準値及び目標値を下回っています



資料：環境年次報告書

多様な主体との連携事例

野川クリーン作戦

野川クリーン作戦は、国領小学校・調和小学校・第六中学校のPTAと子どもたちを中心とした地域住民組織と協働で野川河川敷の一斉清掃を行うものです。清掃活動は主に3校の児童と学校関係者及び野川流域の地域住民が行い、市はゴミ袋や軍手等の清掃備品の提供とゴミの回収処理を行うという役割分担のもと、実施に向けた準備を進めました。

【所管課】

環境部 環境政策課

【協働のパートナー】

第六中学校教育懇談会



<野川クリーン作戦の様子>

施策 30 平和・人権施策の推進

目的

《対象》市民

《意図》人権の大切さについて理解を深め、一人一人の人権を尊重する。平和の尊さを理解し、後世に語り継いでいく

施策の方向

○市民一人一人が、相互の理解と交流を深める中で、人権が尊重され平和に暮らすことができる共生のまちづくりを進めます。

施策の達成状況

まちづくり指標	基準値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	目標値
人権教育・啓発事業への参加者数	7,240 人 (H25)	7,240 人	7,569 人	7,544 人	7,671 人	-	2万7,000人 (4か年累計) (H27~H30)
戦争についての話をしたり、聞いたことがある市民の割合	85.8% (H26)	83.8%	85.8%	85.8%	85.2%	82.2%	90.0% (H30)
国際交流・多文化共生事業の参加者数	1,515 人 (H25)	1,515 人	1,786 人	1,833 人	2,102 人	-	1,600 人 (H30)

その他

- 国際交流基金から国際交流平和基金へ改正（平成 28 年 4 月）
- 戦後 70 年事業として広島への市民派遣を実施（平成 27 年度）
- 東京都との共催により外国人おもてなし語学ボランティア講座を実施 など

■ 現状と課題

- 調布市は「調布市非核平和都市宣言（調布市議会）」、「調布市国際交流平和都市宣言（調布市）」の 2 つの平和宣言を行っています。また、平成 22 年 8 月には、核兵器のない平和な世界の実現を目的とした「平和市長会議」（現在「平和首長会議」）に加盟し、平和を希求する立場から、継続的に平和に関する事業に取り組んでいます。
- 東京都は、多文化共生推進の基本的な考え方と施策の方向性を示した「多文化共生推進指針」を平成 28 年 3 月に策定し、日本人と外国人が共に参加・活躍できる多文化共生社会の実現に向け、様々な取組を推進しています。
- 戦後 72 年が経過する中、戦争の悲惨な体験を風化させることなく、若い世代に着実に継承していくための取組を推進していく必要があります。
- 調布市は、2002 年サッカーワールドカップ日韓大会でサウジアラビアチームのキャンプ地として公認され、市民レベルでの交流を図るなどの国際交流を図り、現在もその交流が継続しています。
- 東京 2020 大会の開催に伴い、国内外から多くの来訪者が想定されます。言葉や生活習慣などの異なる文化を互いに理解し、地域社会の仲間として共に快適に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現に向け、関係機関との連携・協力の下、外国人市民の生活支援や日本人市民との交流・共生を深める取組を推進していく必要があります。
- 東京都は、オリンピック・パラリンピックの開催都市としての、基本的人権が尊重される社会を守る姿勢を貫いていく必要があることから平成 27 年 8 月、東京都人権施策推進指針の見直しを行いました。
- 市立小・中学校では、人権の大切さについて理解を深め、豊かな人権感覚を養うため、人権教育を進めています。全国的に子どものいじめが問題視されている中、思いやりの心や社会生活の基本的なルール・マナーなどを身に付けることができるよう、家庭、学校、地域、行政の連携と協働の下、人権教育をより一層推進していく必要があります。
- 人権擁護委員による「人権身の上相談」を行うとともに、障害者や高齢者などの虐待や DV、性の多様性など、人権に関する様々な相談・啓発事業を一層推進する必要があります。

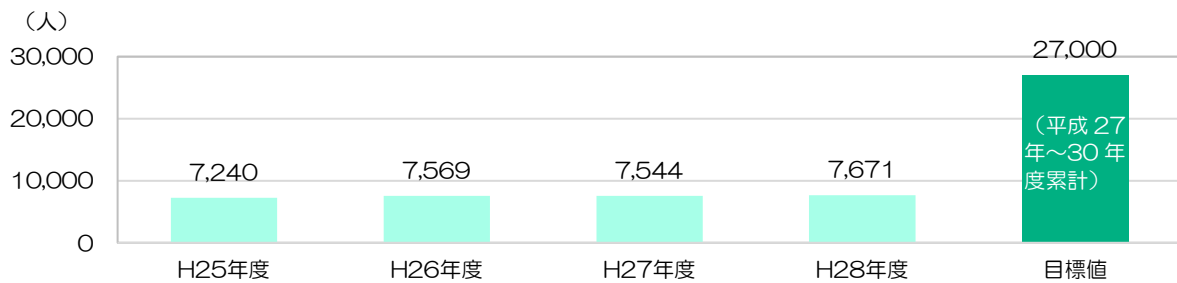
■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

- 人権の大切さについて理解を深め、一人一人の人権が尊重され平和に暮らすことができる共生のまちづくりを進めていく必要があります。
- 世界の様々な文化への理解を深め、市民の国際感覚の醸成に寄与できるよう、国際交流と多文化共生の地域社会づくりを促進していく必要があります。
- 東京 2020 大会に向け、市がホストタウンとなっているサウジアラビア王国との和文化体験などの交流事業や、包括連携に関する共同宣言を行ったカナダ・ケベック州とも連携したイベントの開催等を通じ、多文化共生の地域づくりや市民の国際理解を引き続き醸成していく必要があります。

30-1 人権尊重の社会づくり

【まちづくり指標】人権教育・啓発事業への参加者数

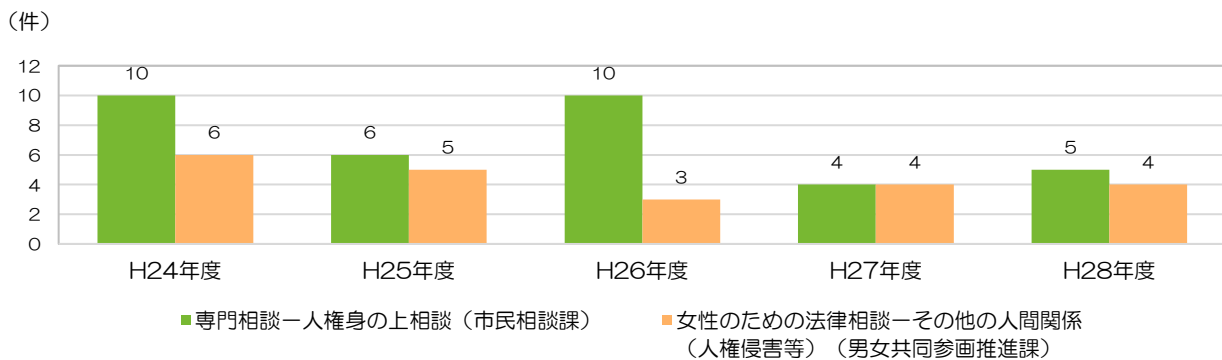
微増傾向で推移しており、平成 26 年度以降 7,500 人を超えています



資料：調布市行政評価

◆人権に関する専門相談・法律相談件数

専門相談は、平成 26 年度までは 10 件を超える相談がありましたが、平成 27 年度以降は 10 件未満となっています

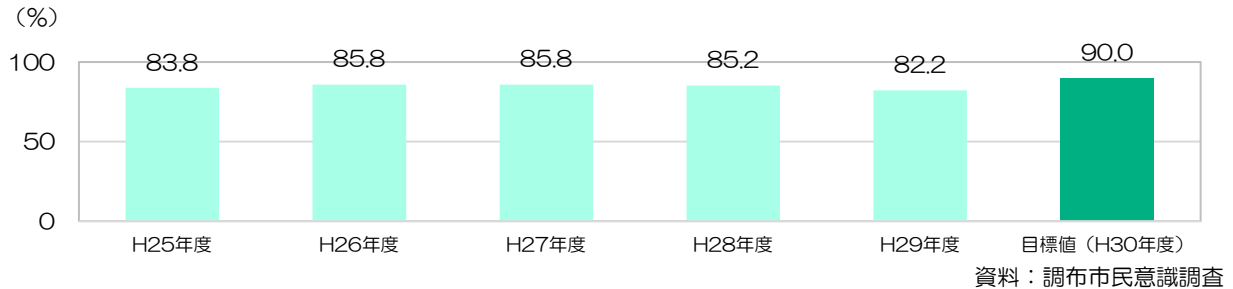


資料：調布市事務報告書 (市民相談課・男女共同参画推進課)

30-2 平和社会の推進

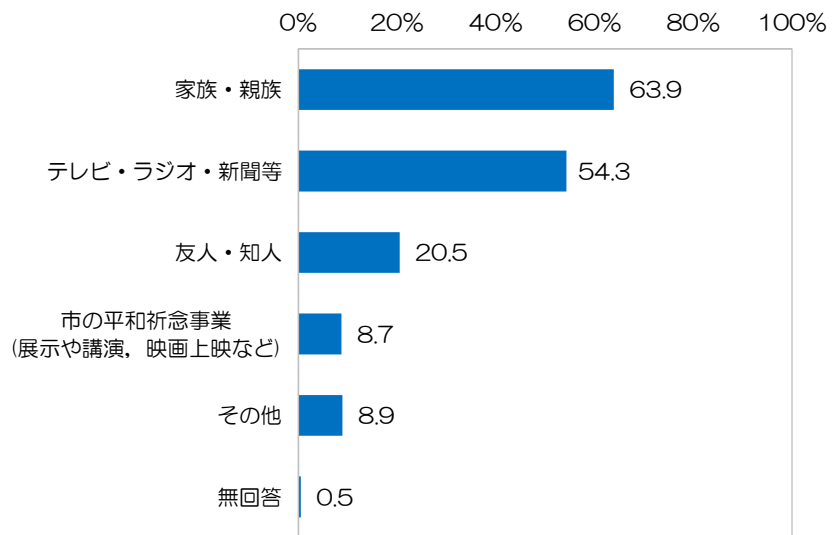
【まちづくり指標】戦争についての話をしたり、聞いたりしたことがある市民の割合

平成 26 年度以降 85%を超えています。平成 29 年度は減少しています
戦争体験者の高齢化が進んでおり、今後継承し続けられるかが課題です



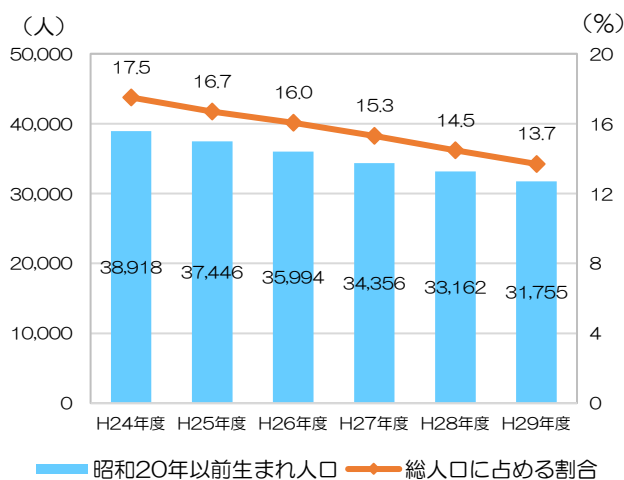
◆戦争についての話を聞いた相手 (平成 29 年度)

家族・親族が最も多く、6割を上回っています
一方、市の平和祈念事業は1割を下回っています



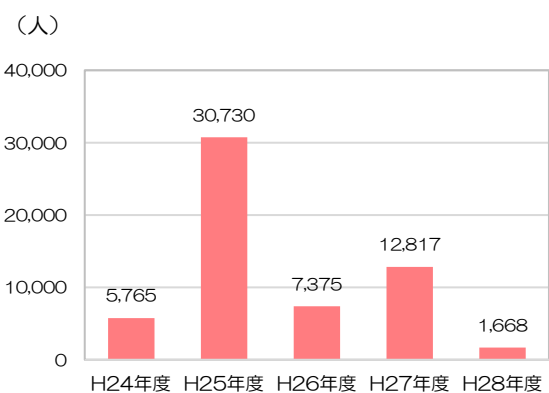
◆戦争体験者 (昭和 20 年以前生まれ) 人口の推移 (各年 10 月 1 日現在)

平成 29 年度には 13.7%となり、3万人程度となっています



◆平和祈念事業への参加者数

平成 27 年度までは 5,000 人以上が参加していましたが、平成 28 年度は参加者が 2,000 人以下となっており、参加者の増加を促進する必要があります



◆平和祈念事業の内容（平成 28 年度）

平和展への来場者数は、1,000 人近くと最も多くなっています

事業名	来場者数
折り鶴プロジェクト	-
平和展「ヒロシマ原爆展」	921 人
映画「おかあさんの木」上映会	668 人
親子平和関連施設見学会「東京大空襲と関東大震災を知る」	39 人
平和祈念講演会「東京大空襲と戦争孤児の記憶」	40 人

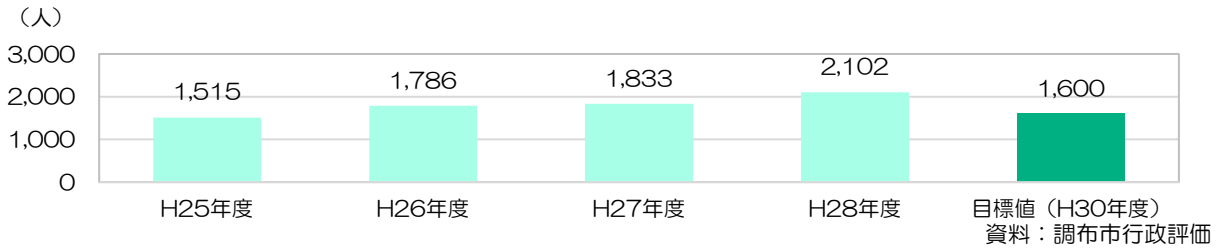
事業名	
戦争体験映像記録 DVD の作成・配布	60 枚
平和事業連絡会	2 回
平和祈念情報誌「ピース・レター ちょうふ」の発行	11,000 部（7 月）

資料：調布市事務報告書（平成 28 年度）（文化振興課）

30—3 国際交流と多文化共生の促進

【まちづくり指標】国際交流・多文化共生事業の参加者数

国際交流・多文化共生事業の参加者数は、年々増加しており、平成 26 年度以降目標値を達成しています



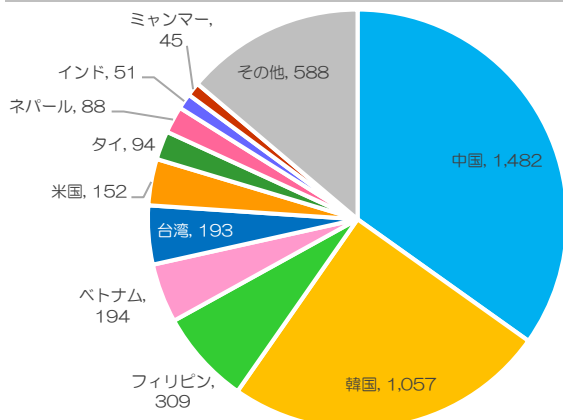
◆国際交流・多文化共生事業の内容（平成 28 年度）

事業名	共催事業	交流体験事業
国際交流協会	後援事業	国際理解講座 2016「幸せの国ブータンが教えてくれたこと」
		CIFA Friendship Day
アラブイスラーム学院体験学習会（小中学生対象）の実施		
「外国人おもてなし語学ボランティア」育成講座の実施	セットコース	おもてなしコース
英語体験事業「木島平の大自然で英語を学ぼう！」（市内在住・在学の小学 5・6 年生対象）		

資料：調布市事務報告書（平成 28 年度）（文化振興課）

◆外国人人口（平成 29 年）

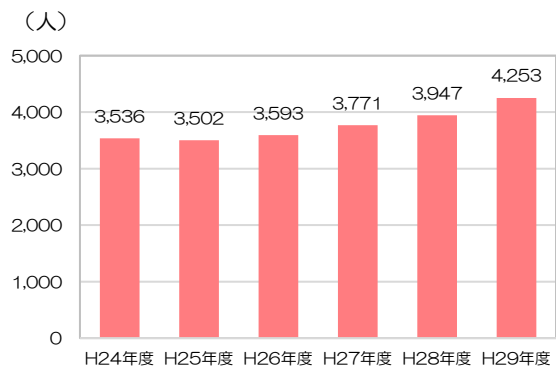
平成 29 年は中国が最も多く 3 割以上となっており、韓国とあわせると半数を超えます



資料：東京都総務局人口統計課「区市町村別国籍・地域別外国人人口（上位 10 か国・地域）」（平成 29 年 10 月）

◆外国人人口の推移

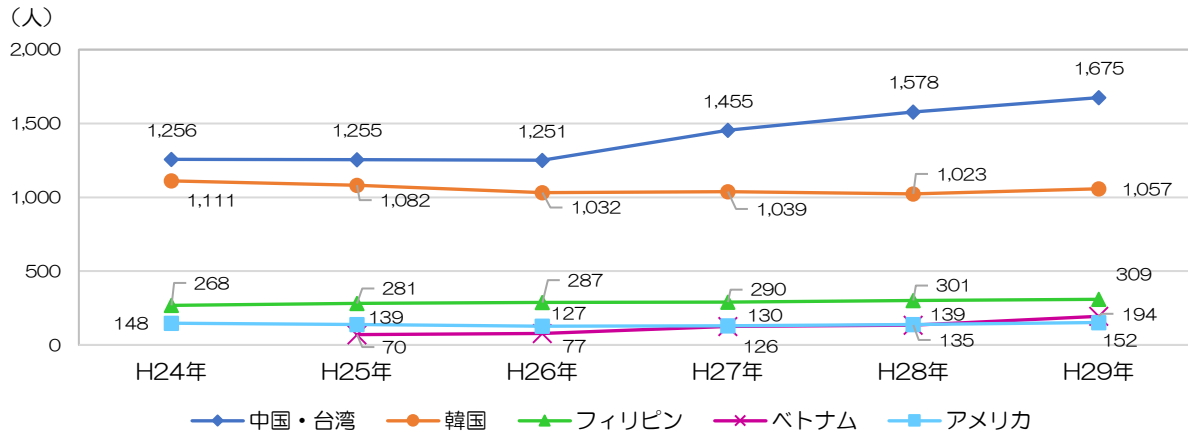
外国人人口は年々増加しています



資料：東京都総務局人口統計課「区市町村別国籍・地域別外国人人口（上位 10 か国・地域）」（各年 10 月 1 日現在）

◆上位5カ国（平成29年）の外国人人口の推移（各年10月1日現在）

平成24年以降、中国人及び韓国人の人口は、1,000人を超えています

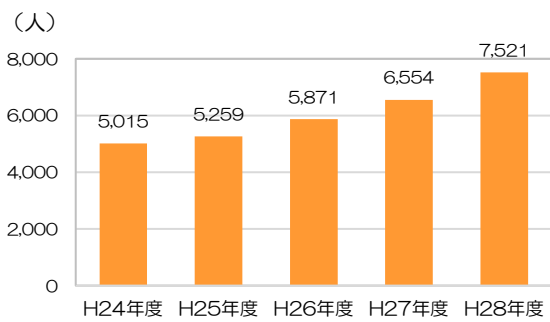


資料：東京都総務局人口統計課「区市町村別国籍・地域別外国人人口（上位10か国・地域）」（各年10月1日現在）
 ※平成28年まで「中国・台湾」の集計であるため、平成29年は「中国」と「台湾」を合計している。
 ※「韓国」は平成28年まで「韓国・朝鮮」の合計である。
 ※平成24年はベトナムのみのデータが存在しない。

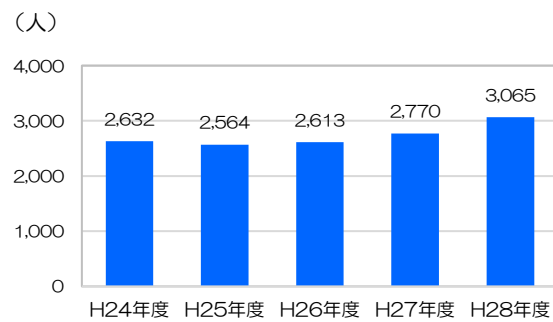
◆都内公立小・中学校における外国籍の子どもの人数

小学校、中学校ともに外国籍の子どもは年々増加傾向にあります

小学校



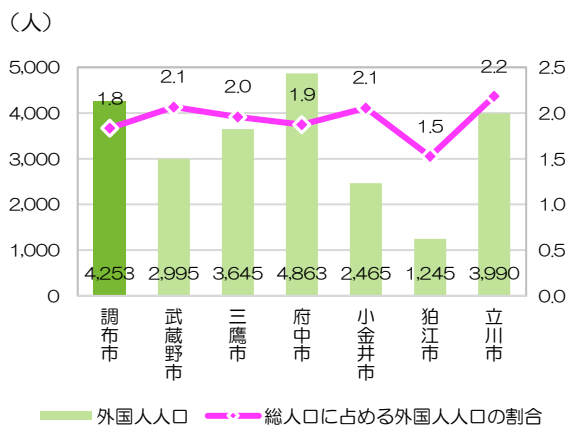
中学校



資料：東京都教育庁総務部教育情報課「公立学校統計調査報告書」

◆近隣自治体の外国人人口（平成29年比較）

近隣自治体の中で、調布市は2番目に外国人人口が多くなっていますが、割合は平均値程度です



資料：東京都総務局人口統計課「区市町村別国籍・地域別外国人人口（上位10か国・地域）」（平成29年10月）
 ※総人口に占める外国人人口の割合は東京都の統計「住民基本台帳による世帯と人口」（平成29年10月）を用いて算出

◆外国人人口が多い都内自治体（平成29年）

調布市は市部の中で5番目に多くなっています

順位	都内	人数(人)	市部	人数(人)
1位	新宿区	42,302	八王子市	11,954
2位	江戸川区	32,628	町田市	5,846
3位	足立区	29,131	小平市	4,990
4位	豊島区	28,398	府中市	4,863
5位	江東区	27,414	調布市	4,253
6位	板橋区	24,096	西東京市	4,160
7位	大田区	22,544	立川市	3,990
8位	北区	20,659	三鷹市	3,645
9位	葛飾区	20,093	福生市	3,590
10位	世田谷区	19,653	武蔵野市	2,995

資料：東京都総務局人口統計課「区市町村別国籍・地域別外国人人口（上位10か国・地域）」（平成29年10月）

多様な主体との連携事例

戦争体験映像記録 DVD の作製

市では、戦争を体験された世代が年々少なくなっているなか、戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世に語り継ぐため、市内に住む戦争体験者に自身の戦争体験を語っていただき、その様子を映像に記録した DVD を作製し、保存していく事業を実施しています。作製した DVD は、市内小中学校に配付するとともに、幅広く市民が活用できるよう、市内図書館に配架しています。

【所管課】

生活文化スポーツ部 文化振興課

【協働のパートナー】

市民

調布市 戦争体験 映像記録

平成28年度



調布市生活文化スポーツ部文化振興課

<戦争体験映像記録>

施策 31 男女共同参画社会の形成

目的

〈対象〉：市民、事業所
 〈意図〉：男女が互いを理解し、尊重し、性別にとらわれることなく、能力、個性を發揮できる

施策の方向

〇男女が個人として尊重され、社会のあらゆる分野で互に対等なパートナーとして理解し合い、能力、個性を發揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

施策の達成状況

まちづくり指標	基準値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	目標値
男女共同参画啓発事業の参加者数	1,192 人 (H25)	1,192 人	1,349 人	1,836 人	3,407 人	-	1,500 人 (H30)
家事や子育て、介護など家庭内での役割は男女が共に担う必要があると考える市民の割合	95.7% (H26)	94.9%	95.7%	94.7%	96.1%	94.7%	95.0% (H30)
男女共同参画推進センターを知っている市民の割合	24.6% (H26)	29.3%	24.6%	25.2%	27.4%	26.8%	50.0% (H30)

その他

- 〇調布市男女共同参画推進プラン（第 4 次）の改訂（平成 29 年 3 月）
- 〇男女共同参画推進プランで市役所をモデル事業所として位置付け、特定事業主行動計画第六次行動計画に基づき、女性職員の活躍推進や職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向けた各種取組を実施
- 〇審議会や委員会等における女性の割合 29.7%（平成 29 年 4 月） など

■ 現状と課題

- 〇男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画推進センターを拠点施設と位置付け、家庭、地域、職場などにおける取組を支援しています。また、平成 28 年度に改訂した第 4 次男女共同参画推進プランに基づき、各種施策を総合的に展開しています。
- 〇男女の人権を尊重する意識の醸成を図るため、引き続き、身近なテーマや LGBT 当事者や研究者による講座・講演会等を開催するほか、男女共同参画推進センターのホームページや広報紙を活用した情報提供を行うなど、啓発活動を実施していく必要があります。
- 〇ODV 等の根絶に向け、配偶者暴力に関する講座・講演会等を開催するなど、暴力を未然に防止する意識啓発を推進するとともに、被害者への相談体制の充実を図っていく必要があります。
- 〇子育て・介護等と仕事の両立が図れるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や相談体制の充実を図っていく必要があります。
- 〇平成 27 年 8 月に制定された「女性活躍推進法」や平成 28 年 6 月閣議決定の『日本再興戦略』改定 2016』に示された女性活躍推進に呼应し、調布市や企業、地域などの意思決定の場への女性参画について促進していく必要があります。

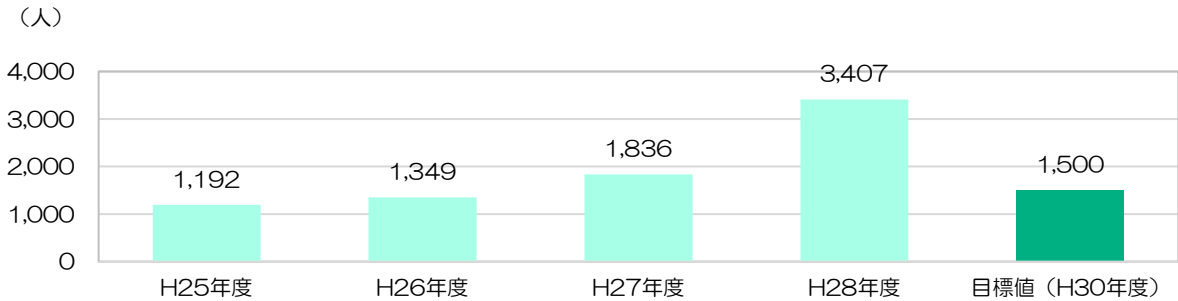
■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

- 〇男女共同参画社会の実現に向けて、社会全体に人権を尊重する意識を広め、定着させていく必要があります。
- 〇女性職員の活躍推進に向け、生活様式が多様化する中、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて環境づくりが必要となります。

31-1 男女の人権の尊重と擁護

【まちづくり指標】男女共同参画啓発事業の参加者数

男女共同参画啓発事業は、年々増加しており、平成 27 年度以降目標値を上回っています



資料：調布市行政評価

◆男女共同参画推進事業の内容（平成 28 年度）

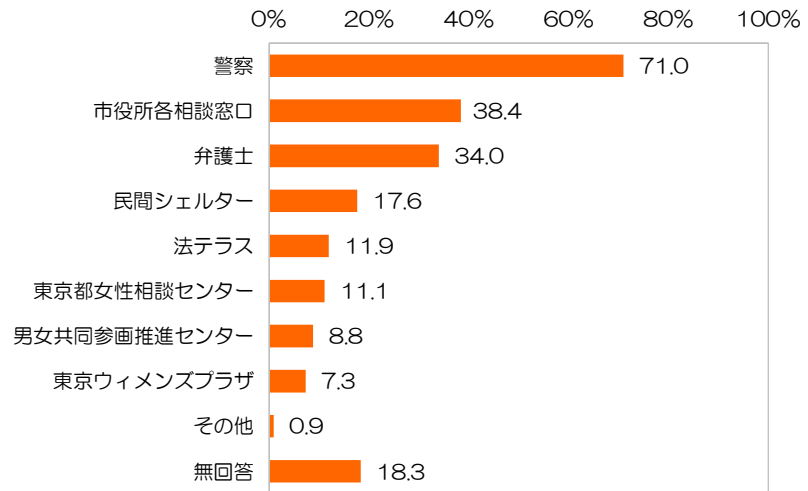
事業		
主催事業	講座等	セクシュアルマイノリティの子どもを支える学校・家庭・地域づくり
		疲れやストレスをリフレッシュ！～音楽で心を癒す時間～
		就労支援・保育士登録推進講座 あなたの力で未来ある子どもを支えよう
		「キャリア研究」についての講演
		ナイスボス・グッドパートナー研修（人事課と共催）
		女性のための起業セミナー（産業労働支援センターと共催）
		パパと一緒に！親子のベビーマッサージ in aona
		「わたしはマララ」無料上映会
		『凜として市民がたどる調布の女性史』発行記念事業
		男女共同参画推進センター通信「しえいくはんず」の発行
	市民参加事業「男女共同参画推進フォーラムしえいくはんず 2016」	
	展示 男女共同参画視点の防災啓発など 4 事業	
	「このほんもよんでみて」の発行	
	一時保育事業	

事業	
相談事業	女性の生きかた相談
	女性のための法律相談
	女性のヘルスケア相談（思春期～更年期）
	女性のための仕事＆生活サポート相談
	相談事業に伴う一時保育事業
	相談カードの配布
団体・グループ活動支援事業	
調布市男女共同参画推進センター運営委員会の運営	
調布市男女共同参画推進プランの推進	調布市男女共同参画推進プラン（第 4 次）改訂版の作成
	調布市男女共同参画推進プラン推進協議会の運営
	調布市男女共同参画推進プラン推進委員会の運営
	調布市男女共同参画推進プラン（第 4 次）実施状況報告書の作成
配偶者暴力防止計画推進事業	調布市配偶者暴力防止等対策ネットワーク会議の開催
	パープルリボン・プロジェクト in ちょうふの実施
	デート DV 防止啓発シールの掲示
民間シェルター運営費の補助	

資料：調布市事務報告書（平成 28 年度）（男女共同参画推進課）

◆DV（ドメスティックバイオレンス）に関する各種相談を受け付けていることを知っている市民の割合（相談窓口ごと）（平成 29 年度）

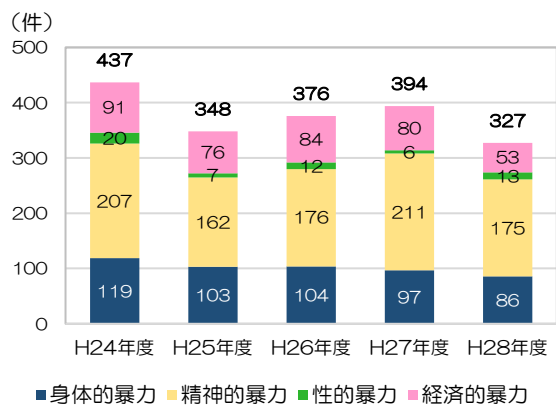
市役所各相談窓口及び男女共同参画推進センターでDVに関する相談を受け付けていることを知っている市民は5割を下回っており、今後も周知を図る必要があります



資料：調布市民意識調査（平成 29 年度）

◆配偶者又は交際相手である男性からの暴力に関する女性からの相談状況

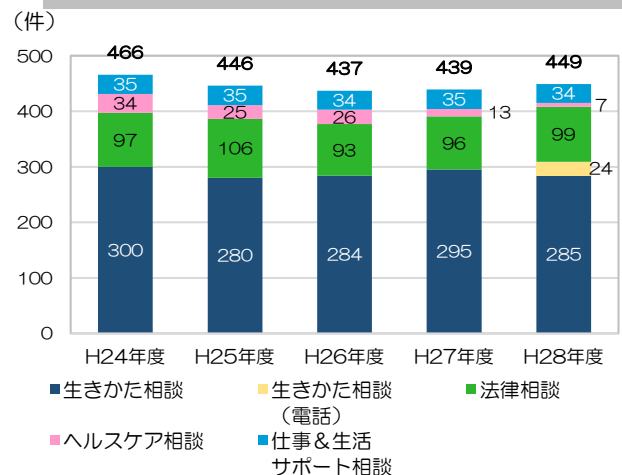
平成 27 年度までは増加傾向にありましたが、平成 28 年度は減少しています



資料：調布市事務報告書（男女共同参画推進課）
 ※平成 28 年度から電話相談開始
 ※1 回の相談で複数の相談内容があるため、相談件数と一致しない

◆女性のための相談件数

平成 24 年度より、相談件数は減少しましたが、概ね横ばいで推移しています

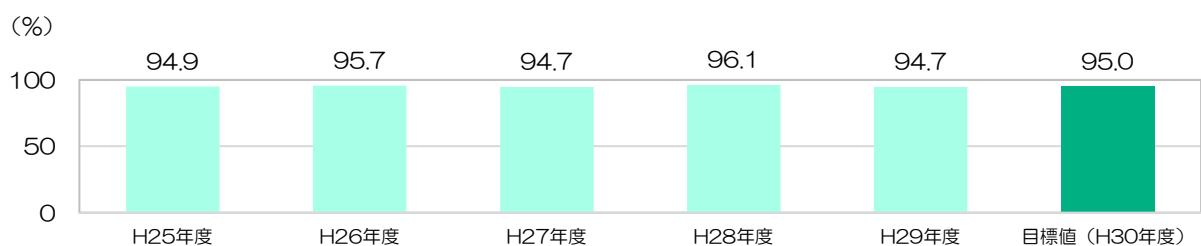


資料：調布市事務報告書（男女共同参画推進課）
 ※平成 28 年度から生きかた相談に関する電話相談開始

31-2 ワーク・ライフ・バランスの実現

【まちづくり指標】家事や子育て、介護など家庭内での役割は男女が共に担う必要があると考える市民の割合

ほぼ横ばいで推移しており、95%程度の市民が家庭内での役割は男女が共に担う必要があると考えています

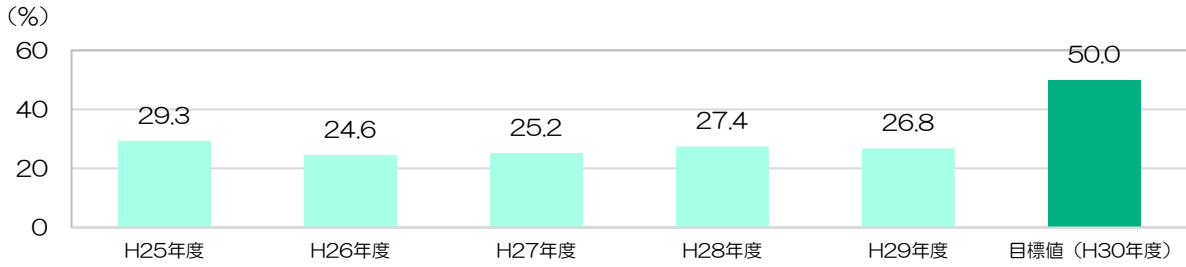


資料：調布市民意識調査

31-3 男女共同参画社会への推進体制づくり

【まちづくり指標】男女共同参画推進センターを知っている市民の割合

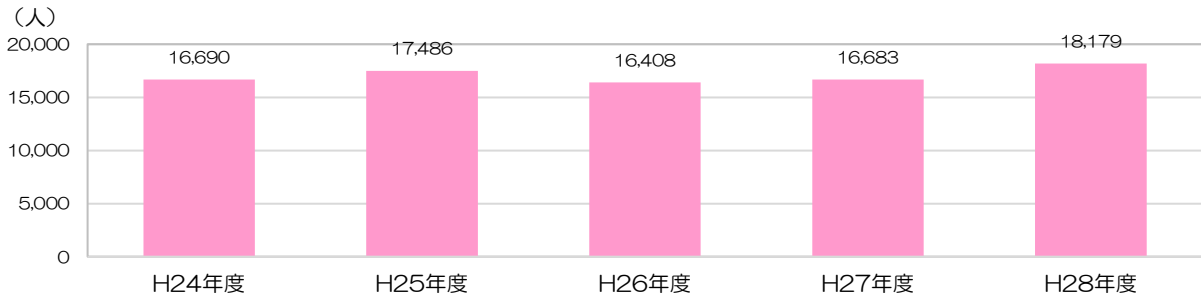
平成 27 年度以降増加していますが、平成 28 年度は減少しており、認知度を高めていく必要があります



資料：調布市民意識調査

◆男女共同参画推進センター来館者数

来館者数は平成 26 年度に減少しましたが、平成 27 年度以降増加しています

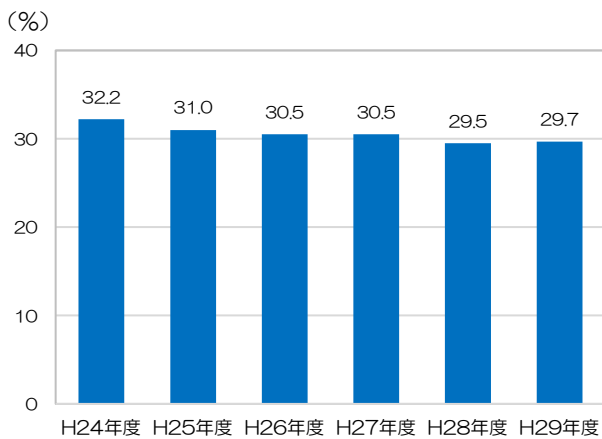


資料：調布市事務報告書（男女共同参画推進課）

◆市の審議会や委員会等における女性の割合

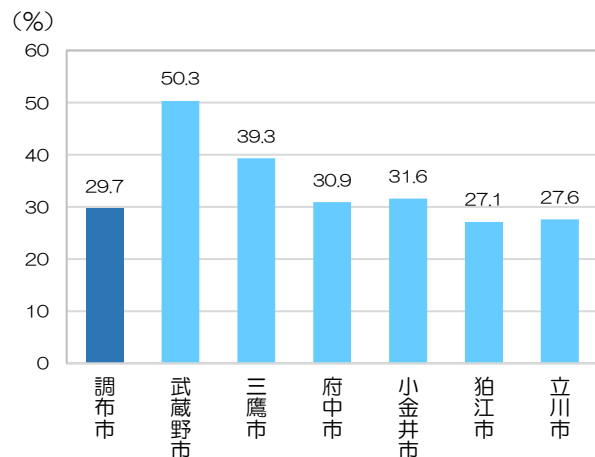
女性の割合は平成 28 年度に 30%を下回り、近隣自治体の中で 3 番目に少なくなっています

経年比較（各年 4 月 1 日現在）



資料：調布市男女共同参画推進プラン（第 4 次）
実施状況報告書

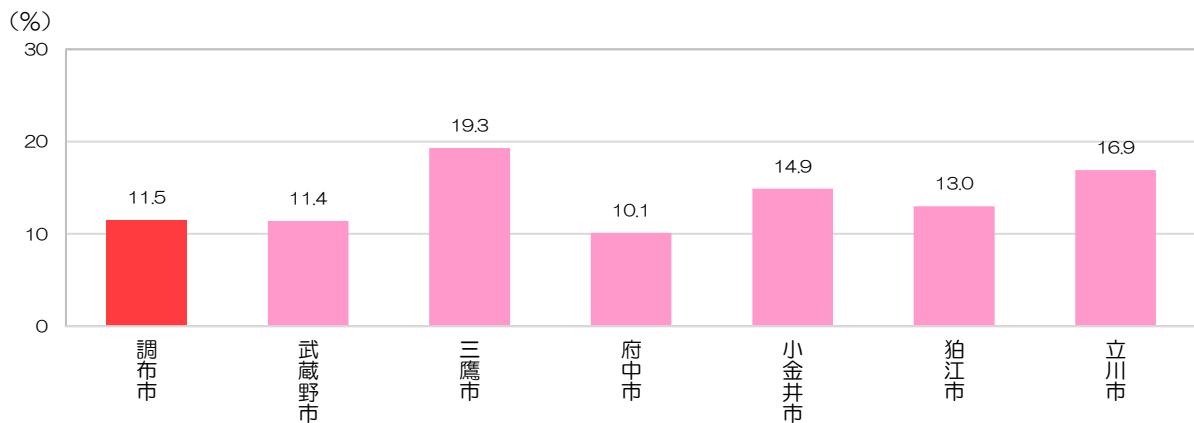
平成 29 年比較



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の
形成又は女性に関する施策の推進状況」

◆管理職に占める女性職員の割合（平成 29 年度比較）

調布市は近隣自治体の中で 3 番目に少なくなっています



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

多様な主体との連携事例

男女共同参画推進フォーラム「しえいくはんず」の開催

国の男女共同参画週間に合わせて、男女共同参画に関するイベントとして、男女共同参画推進フォーラム「しえいくはんず 2017」を開催しました。フォーラムの実行委員会への参加団体を公募し、8つの活動団体から成る実行委員会及び12の団体からの協力を得て、市民プラザあくろすで開催しました。フォーラムへの参加者はスタッフを含め延べ1,195人、開催の記録集を250部発行しました。

【所管課】

生活文化スポーツ部 男女共同参画推進課

【協働のパートナー】

男女共同参画推進フォーラム実行委員会



＜しえいくはんず 2017のポスター＞